

平成29年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 平成29年12月12日(火)

議長 村井 剛 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。4番 三戸留吉君、5番 石井清人君以上2名を指名いたします。
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から12月定例会の日程、運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告致します。
去る11月24日午前10時から第1委員会室において、当局より総務課長が出席し12月定例会の日程について、また12月4日午前10時から第1委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例関係では条例の一部改正議案が6件、平成29年度補正予算議案が5件、人事案件が1件であります。
また請願・陳情は、請願2件、陳情4件で、一般質問者は7名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配付した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、質疑並びに請願・陳情について等を行い、各常任委員会に付託することといたしております。
2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
以上のとおり今定例会の会期は、皆様に配付した資料のとおり、本日から15日までの4日間で行うことといたしております。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から15日までの4日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は平成29年9月定例会最終日より、本定例会までの報告事項について印刷し、皆さまのお手元に配付しておりますが、この報告書をもって、報告に替えさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに13日の一般質問と重複する質問は控えていただくよう、また一人一問程度で簡潔をお願いいたします。
質問のある方は挙手願います。はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 2ページの今年度の八郎潟町職員採用試験の結果についてですが、第一次試験で何名の方が受験されて、何名の方が合格されたのか、二次試験に残ったのは何人なのか教え

ていただきたいと思います。それから6ページ目の有料での配達サービス業務とありますけども、これは距離によって有料料金を決めているのか、一律で有料料金を決めているのか、わかったら教えていただきたいと思います。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますが、2ページの職員採用試験の一次試験でございますが、2名の受験でございました。二次試験では2名いずれも二次試験の方で作文、面接をしてございます。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、加藤産業課長

産業課長 加藤貞憲 買い物の配達の件でございますが、一律千円でございます。

議長 村井 剛 はい、次に質問のある方、2番 柳田議員

2番 柳田裕平 実は今、町長の行政報告にあるのかなと思っておりましたが、なかったのが委員会の違いですのでちょっとお伺いしますが、町行事の一覧表の報告書の中の5ページの上から3段目のマガモ推進協議会、設立総会というのが11月16日に開かれております。この件でおそらく町が設立した協議会だと思うんですが、どういう目的で何を行うのか、それからどういう時に開かれるのか、メンバー構成、こういう内容でご説明をいただければなと思いますのでよろしくお願いたします。

産業課長 加藤貞憲 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回のマガモ推進協議会につきましては、八郎潟町マガモ生産組合の会員の中の方で今年度の事業の中で、マガモ飼育用のパイプハウスの補助事業を行う方がおります。県補助の事業でございますので、この事業は地域チャレンジ事業という補助事業の中に含まれております。この事業では、チャレンジするその作物、例えば生物とか今回は八郎潟町ではマガモでございますが、このマガモをいかに地域で推進していくのか、そういうことを協議する場でございます。あくまでも一生産者だけではなく、その生産組合の方全員がこの協議会の会員として参加していただいております。

また、今回ご指導いただくため、秋田県立大学よりも准教授の方から会員として参加していただいておりますし、秋田地域振興局の普及指導課長、それから農協、それから商工会、それから町役場の構成で協議会を構成しております。以上です。

議長 村井 剛 はい、他にございませんでしょうか。8番 村井議員

8番 村井 昇 7ページになりますが、冬期交通除排雪についてであります。昨年の反省を含め特に苦情等のあった路線、地区等書いてありますが、どこの路線でどこの地区かわかったら教えてもらいたいと思います。

建設課長 吉田久壽 ただいまのご質問にお答えします。特に浦大町、真坂地区の除雪が直営でしたけれどもあまりよくなかったのも、そこを委託に変えております。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、6番 北嶋議員

6番 北嶋賢子 6番 北嶋賢子です。8ページ、浦大町地区送水管布設替工事とありますけども、どこの地域でそして何メートル位になるんでしょうか。

建設課長 吉田久壽 実は延長については資料ないんですけども、弁天荘から小池の墓地の脇を通って大排水の手前のところまでを送水管の入れ替えを実施しております。

議長 村井 剛 はい、9番 近藤議員

9番 近藤美喜雄 一点だけお伺いします。行政報告の資料の中にはありませんけども、行政いままでこうやられた関係を紹介しております。実はこの資料の中に契約関係があります。これ終わっていることですので、どうのこうのと言うことではないですけども、よく中身がわからないのでちょっと教えていただきたいなと思います。日本総合研究所がいわゆる受注している、今のエネルギーインフラプロジェクトの関係ですけども、ここにプロポーザル審査会というのが、これ提案型の方式かなと思っておりますけども、審査会

という意味がどういうことなのか、いわゆるその提出されたものを町が審査したという
意味があるのかどうか、これちょっとわからないので誰がこの審査を出来るのかという
のはかなり専門的なものだと思う訳ですよ、ですから我々素人がこういう審査を出来
るものなのかその点を一つ、それからここに受注した企業がありますけども、他に何か
提案があったものかどうか、競合があったものかどうか、あるいはこの企業の今までの
実績、いつこの企業が結成されて歴史があるのかどうか、そこら辺についてちょっと教
えていただきたいと思います。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけれども、プロポーザル審査会の開催にあたりまして
は、町が審査をするという要綱を定めましてその業務に対する業者の職種ですとか体制
ですとか実績、それから今回はこの契約金額についても応募いただいておりますので、
それらの各項目について点数化をして、審査をするという方法をとらせていただきました。

この日本総合研究所でございますけども、歴史の方はいつからという資料は手元に無
い訳でございますが、プロポーザルの公募をした際に、これまで過去のマスタープラン
の策定の実績が1件以上、その他類似する計画についても3件以上といった条件を付け
ながら公募しておりました。実際公募のあったのは、この日本総合研究所1社のみでござ
います。このプロポーザルにつきましては、これまでの入札とは違いまして金額だけ
ではなくて、その中身が最も大切になって参りますので、こういった方法をとらせてい
ただきました。以上でございます。

9番 近藤美喜雄 ちょっと今関連して、ここに契約金額がありますけども、入札の基準となる金額の割
り出しには、何かポイントがあったものかどうかその辺をちょっと。

総務課長 小野良幸 このマスタープランの額につきましては、補正予算を計上した際に2千万円の予算
を付けさせていただきました。その範囲内で事業者さんの出せる金額、というのをご提
案いただいた訳でございます。その範囲内にあったことから、1社の公募ではありまし
たが、各公募条件にあったものかどうかを、メンバーとすれば、町長、副町長、そして
私それから総務課の担当職員が行いました。他自治体では、専門的なこととなりますと、
大学の先生とか、建築関係につきましてはそういった技術に長けている方を入れてい
るところもございましたけども、今回におきましてはマスタープランの性質上、他の町
外の方を入れても意見をいただくのが難しいのかなと言った観点から、庁内の行政の中
の職員で行った次第でございます。以上です。

議長 村井 剛 他にございませんか。ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終
わります。

次に、日程第5、議案第52号から日程第15、議案第62号までの11議案につい
て各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませ
んでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認め、そのように決定いたしました。議事日程については、配付している
日程表のとおりでございます。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
会議日程資料の8ページをご覧ください。

議案第52号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の
改正に伴い、八郎潟町立幼稚園の保育料において、低所得のひとり親世帯等及び多子
世帯の経済的負担の軽減を図るために、規定を整備する必要があることから本条例を
改正するものであります。

改正内容は、八郎潟町立幼稚園の保育料において、第3階層町民税所得割課税世帯
と認定された世帯であっても、町民税所得割課税額が7万7,100円以下であり、
ひとり親や在宅障害児を有する世帯等にあつては、これまでの月額保育料3,500
円を3千円にしたこと、また所得割非課税を含む町民税非課税世帯の第2子の保育料
を半額から無料としたことであります。

なお、本条例は公布の日から施行し平成29年4月1日から適用することとしております。

資料13ページ

議案第53号 八郎潟町奨学基金条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、町民の奨学金貸与申請の簡素化を図るため、「品行方正・学業成績優良、学資の支弁が困難、学校長の推薦であること」などのこれまでの奨学金貸与要件を見直し、「八郎潟町に在住する住民の子弟であること」のみの条件に緩和する規定の整備を図ったものであります。

なお、本条例の施行日は、平成30年1月1日としております。

資料15ページ

議案第54号 八郎潟町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、秋田県人事委員会勧告に鑑み、一般職の賞与の支給割合を改正するものです。

主な内容は、民間格差が生じている一般職の賞与について、勤勉手当の年間支給月数を0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を1.55ヶ月分とするものです。

なお、再任用職員にあっても0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を0.75ヶ月分としております。

なお、本条例は公布の日から施行し平成29年12月1日から適用することとしております。

資料20ページ

議案第55号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに関連し、議員の期末手当の支給率を改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じ、議員の期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を2.75ヶ月分とするものです。

なお、本条例は公布の日から施行し平成29年12月1日から適用することとしております。

資料22ページ

議案第56号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、先ほどの議案第55号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給率を改正することに関連し、常勤特別職の期末手当の支給率を改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じ、常勤特別職の期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を2.75ヶ月分とするものです。

なお、本条例は公布の日から施行し平成29年12月1日から適用することとしております。

資料24ページ

議案第57号 八郎潟町教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

この度の改正は、先ほどの議案第56号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給率を改正することに関連し、教育長の期末手当の支給率を改正するものです。

主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じ、教育長の期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、年間支給月数を2.75ヶ月分とするものです。

なお、本条例は平成28年3月に廃止となっておりますが、経過措置として引き続き教育長として在職する間は廃止規程が適用されないことになっております。

また、平成30年度以降の期末手当にあつては、議案第56号の常勤特別職の条例に基づくこととなります。

続きまして、補正予算関係についてご説明申し上げます。

議案第58号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について

1 ページをご覧ください。歳入歳出に、それぞれ1, 176万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億5, 241万4千円としております。

10・11ページ、歳入の主なものは、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金の障害児給付費負担金に71万8千円を、民生費県負担金、社会福祉費負担金の障害児給付費負担金に35万9千円をそれぞれ追加しております。これは、知的障害を持つ児童が放課後デイサービスを利用した際の費用に対する国及び県の負担金であります。負担割合は、国が2分の1、県が4分の1となっております。

12・13ページ、繰越金の前年度繰越金には63万6千円を追加しております。

雑入の秋田県後期高齢者医療広域連合負担金1, 126万5千円の追加は、平成28年度分療養給付費の実績額確定に伴う返還金であります。

また、日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成事業助成金に2, 399万9千円を追加しております。これは中学校テニスコート人工芝張替事業に係る助成金の決定によるものであります。

14・15ページ、教育債、過疎対策事業債の中学校テニスコート人工芝張替事業債2, 630万円の減額は、事業費及び助成金の決定に伴うものであります。

次に、16・17ページ、歳出の主なものは、総務費、総務管理費、電子計算費の負担金補助及び交付金に秋田県町村電算システム共同事業組合負担金296万7千円を追加しております。これは、傷患者自立支援給付支払システムの改修及び社会保障・税番号制度システムの整備等に係るものであります。

18・19ページ、民生費、社会福祉費、障害福祉費、扶助費の障害児給付費143万8千円の追加は、知的障害を持つ児童が放課後デイサービスを利用した際に給付されるもので、利用希望者2名分を見込んだものであります。

老人福祉費、繰出金の介護保険料特別会計繰出金に267万1千円を追加しております。これは、介護保険特別会計における介護給付費などの増減に伴うものであります。

20・21ページ、衛生費、保健衛生費、母子衛生費、扶助費に未熟児養育医療費125万8千円を追加しております。これは、出生体重が2グラム以下の未熟児などに係る医療費を支援するもので、対象者の増加を見込んだものであります。

22・23ページ、上水道費、投資及び出資金の上水道整備事業出資金を915万円減額しております。これは、上水道特別会計の生活基盤施設耐震化等交付金決定額の減等に伴うものであります。

農林水産業費、農業費、農地費、負担金補助及び交付金の浦大町地区ほ場整備事業負担金648万5千円の追加は、実施計画策定、地形図作成及び農用地等集団化事業に係るものであります。

26・27ページ、土木費、住宅費、住宅管理費、需用費に修繕料171万6千円を追加しております。これは、老朽化の著しい町営川崎及び家ノ後住宅の内装及び風呂釜の修繕等に係るものであります。

28・29ページ、教育費、中学校費、学校管理費、工事請負費のテニスコート人工芝張替工事232万2千円の減額は、同工事の請負差額によるものであります。

32・33ページ、公債費の元金97万2千円の追加及び利子297万4千円の減額は、28年度借入金の元利償還金の確定、平成18年度借入金の利率見直しによるものであります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、34・35ページの給与明細書に記載しております。主なものは、秋田県人事委員会勧告に鑑み一般職の勤勉手当を0.05ヶ月分、それに関連し、特別職の期末手当の支給割合を一般職同様0.05ヶ月分それぞれ引き上げたものであります。

また、職員共済組合負担金の負担率改定に伴い共済費も追加しております。それにより、特別職につきましては、総額で26万5千円、一般職につきましても総額で516万円の追加となっております。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

議案第59号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

37ページ、歳入歳出に、それぞれ1, 018万9千円を追加し、歳入歳出の総額を8億2, 896万4千円としております。

42・43ページ、歳入には、前年度繰越金1, 018万9千円を追加しております。

歳出は、保険給付費に不足が見込まれることから、療養諸費の一般被保険者療養給付費に862万1千円を、高額療養費の一般被保険者高額療養費に156万8千円をそれぞれ追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第60号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
45ページ、歳入歳出に、それぞれ1万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,677万8千円としております。

48・49ページ、歳入は、繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金に6千円を、諸収入の償還金利息及び還付加算金に秋田県後期高齢者医療広域連合から収入となる保険料還付金1万2千円をそれぞれ追加しております。

歳出には、総務費、総務管理費、一般管理費の社会保険料に6千円を追加しております。また、諸支出金に保険料還付金1万2千円を追加しております。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第61号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

51ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ2,083万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,488万円としております。

56・57ページ、歳入も主なものは、国庫支出金、国庫負担金に介護給付費負担金436万2千円を、国庫補助金に調製交付金246万5千円を、支払基金交付金に介護給付費交付金767万円を、県支出金、県負担金に介護給付費負担金454万円を58・59ページ、繰入金、一般会計繰入金に介護給付費繰入金342万4千円をそれぞれ追加しております。

これは、介護給付費の増加を見込んだことによるものであります。

また、訪問型サービス費及び通所型サービス費の減少を見込み、56・57ページ、国庫支出金、国庫補助金の地域支援事業交付金172万5千円を、支払基金交付金の地域支援事業支援交付金193万2千円を、58・59ページ、県支出金、県補助金の地域支援事業交付金86万3千円を、繰入金、一般会計繰入金の地域支援事業交付金86万3千円をそれぞれ減額しております。

なお、前年度繰越金には364万2千円を追加しております。

歳出の主なものは、保険給付費総額で2,739万4千円を追加しております。

60・61ページ、主な内容といたしましては、介護サービス等諸費を2,754万3千円、介護予防サービス等諸費を183万円それぞれ追加し、62・63ページ、特定入所者介護サービス等費を199万円減額しております。

いずれにつきましても給付費の増減を見込んだものであります。

64・65ページ、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費、負担金補助及び交付金の訪問型サービス費294万5千円、通所型サービス費395万2千円の減額は、サービス利用者の減少を見込んだものであります。

なお、人件費の内訳につきましては、66ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第62号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

67ページ、収益的支出に18万1千円を追加し、総額を1億3,973万9千円にまた、資本的収入では、1,479万9千円を減額し、総額を3,122万1千円としております。

70・71ページ、資本的収入の一般会計出資金、生活基盤施設耐震化等交付金事業出資金を915万円、国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金564万9千円をそれぞれ減額しております。これは、生活基盤施設耐震化等交付金の決定等に伴う減額であります。

なお、人件費の内容につきましては、「給与費明細書」に記載しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第5、議案第52号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、11番 伊藤議員

11番 伊藤秋雄 委員会が違いますので、私から質問させていただきます。

提案理由の中に、所得のひとり親世帯と多子世帯の経済的負担の軽減するとありますが、いつも入学式とか卒業式に行くと、いろいろな母子家庭や父子家庭の方の名前があります。我が町では何名がおって、そして他の町村に比べると多いのか、少ないのかその辺をちょっと説明お願いいたします。

教育課長 村井健一 ただ今の伊藤議員のご質問にお答えいたします。

保育園の在園児の中での、ここに書かれております多子世帯という部分に該当する園児につきましては、今の法改正によって対象となるのは1名なんです。ただ、今伊藤議員言われるのは全体の中での言うことですが、資料まとめて後でお答えいたします。

11番 伊藤秋雄 他の町村にくらべると多いのか少ないのか。

教育課長 村井健一 その辺につきましても他の方に聞いてからですね、お答えしたいと思います。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。
議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第53号 八郎潟町奨学基金条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第53号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第54号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第54号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第55号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第55号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第56号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第56号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第57号 八郎潟町教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第57号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第58号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 村井 剛 はい、5番 石井議員

5番 石井清人 5番 石井です。予算書の25ページ、水産業費の中の、サケ稚魚放流事業費補助金ですけども、八郎湖にサケが上がるとちょっと聞いたことがありますけども、夢があっという間と思うんですけども、これはどこの団体が事業をやるのかということと、どの位の稚魚を放流してやるのか、それから船越水道に漁場があるということだけでも、海に入ってまた回帰して八郎湖にもどって来ると思うんですけども、放流に対してどの位の回帰があって漁獲量がどの位という計画書みたいなものがあったら参考まで教えてください。

議長 村井 剛 はい、加藤産業課長

産業課長 加藤貞憲 今回の石井議員さんのご質問にお答えいたします。今回のサケ稚魚放流事業の件でございますが、団体名は八郎潟エコ活動グループでございます。

なお、この放流事業に関しましては、平成29年度当初予算でも計上しており、放流事業は本年4月に実施しております。サケ稚魚放流につきまして、4月に行われた放流には、稚魚5,000匹を放流しております。なお、放流し残存湖及び馬場目川への遡上に関しましては、約4年後に0.5%、5,000匹の内0.5%、25匹位戻ってくるのではないかと想定となっております。以上です。

議長 村井 剛 他にありませんか。はい、1番 小柳議員

1番 小柳 聡 1番 小柳です。22ページの4款、衛生費の塵芥処理費に対する印刷製本費、ここに129,000千円となっておりますが、この中身について説明お願いいたします。

議長 村井 剛 はい、一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 印刷製本費ですけれども、各家々に配付しているごみ処理一覧表ですけども、これ全戸配付、来年度早々に配付したいと思っております。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。次にございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。これにて、議案第58号についての質疑を終わります。

次に、日程第12、議案第59号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第59号についての質疑を終わります。

次に、日程第13、議案第60号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。

次に、日程第14、議案第61号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第61号についての質疑を終わります。

次に、日程第15、議案第62号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第62号についての質疑を終わります。

次に、日程第16、請願・陳情についてを上程いたします。お手元に配付しております請願・陳情は、請願2件、陳情4件の計6件であります。受理番号第11号、12号の請願に対する紹介議員は、北嶋賢子君です。北嶋賢子君の説明を求めます。

6番 北嶋賢子 6番の北嶋賢子です。声が通らなくなりますのでマスクをはずさせてもらいました。インフルエンザではないのでご了承願います。ちょっと肺炎になってしまって、頑張って説明したいと思います。

久しぶりに、請願の趣旨を説明いたします。議席番号6、北嶋賢子です。農民運動秋田県連合会、鈴木万喜夫委員長より提出されました2件の請願の紹介議員となりましたので、趣旨の説明をいたします。

今年も年末になり、皆様の集落にも新年を迎える準備をしている鎮守様があると思えます。今年一年の家内安全と、五穀豊穰に感謝をし、来る年が平和であることを祈ります。私達は、遺伝子組み換えのない安全な種子を地域から、農協から安価に購入をし、

これからも安心・安全な農作物の提供をして行きたいための、種子法廃止に伴う万全対策を求める請願であります。

いま一つは、米の生産費を償う価格の下支え制度を求める請願です。秋田の竿燈は稲穂です。各地のお祭りでもわかるように、日本は米の文化に支えられてきました。欧米では当たり前となっている農家経営の下支えをする政策が必要です。農家のふところが

暖まれば、地域経済が潤います。それが国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることに繋がっています。何よりも食糧は、安心・安全が基本です。私達の年代は子供の頃からあらゆる添加物を体内に取り込んできました。ですから、どこから病気が出ても不思議はないと思います。ですから、なおさらのこと子供達には安全な農産物を、とこだわりの持っています。今年長野県の高原野菜、主に薬物が外来の虫によって大きな被害を受けています。テンサイシストセンチュウという新しい虫だそうです。

異常気象もあり、ホーレン草が今1把300円と暴騰しています。アメリカがくしゃみをする日本は風邪をひくと言われてますが、この間アメリカ大統領が来日しました。

安倍首相は、首脳会議で日米FTAの話は出なかったと、20日の衆議院本会議で打ち消しました。

ところが、首脳会議でトランプ大統領の隣に座っていたタナティ大使の証言では、米国の対日貿易赤字を是正する手段として、日米FTAを含むあらゆる選択肢について、素直且つ単刀直入に協議をしたとあります。日本の大手マスコミは、安倍首相の意向を付度をしたのか、なるべく国民の目に触れないようベタ記事扱いでした。トランプ大統領は、TPPに反対けれども、FTAの自国間では無理難題を言うてくるのではないかと予想はしていたことでした。この2件の請願は共に自国の食糧を、農業を守り育てるための切羽詰まった願いの頂上でもあります。意見書を添えて提出いただきますようよろしくお願いいたします。趣旨の説明とさせていただきます。終わります。

議長 村井 剛 それでは、提出された議案並びに請願・陳情についてであります。皆様にお配りいたしました議案等付託表及び請願・陳情文書表の記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から、委員会室の報告をさせます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室で、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。よろしくお願いいたします。

議長 村井 剛 これより各常任委員会を開いていただきます。明日、13日は水曜日ですが、午前10時より本会議を開催いたします。本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦労様でした。

(午前11時10分)

平成29年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 平成29年12月13日(水)

- 議長 村井 剛 おはようございます。只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
なお、小柳保健課長から病気療養のため、欠席の届け出がありました。
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に2番 柳田裕平君の一般質問を行います。
- 2番 柳田裕平 おはようございます。私は今回、質問2つの項目で行いますので、よろしく願いいたします。
一つは「町内会組織のあり方」等に関するアンケート調査について、一つは、広域で「健康寿命日本一」への取組みを考えてはということでございます。
一問一答ということで、通告してありますのでよろしくお願い申し上げます。それでは表題の1番、「町内会組織のあり方」等に関するアンケート調査についてでございます。
先般の広報八郎潟6月号に、各町内会からの「町内会組織のあり方」等に関するアンケート調査の結果が報告されておりました。
この件については、私も以前一般質問で今後の課題として取り上げましたが、その時の答弁では第6次総合計画の中で検討すると言われたように記憶しております。そこで確認の意味で当局の考えをお伺いいたします。
その1として、アンケートを実施した意図について今回のアンケートは、各町内会の実態・実情・意向を把握するために行われたのではと思われませんが、だとすれば「町内会組織のあり方」について見直しが必要であるのかを検討しているということなのでしょうか。
今回のアンケート調査を実施した当局の意図が何なのかお伺いいたします。
- 町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えします。
町内会組織の再編にあたっては、第6次総合計画の審議の中で、再編も見据えた検討をして欲しいとの意見があったことを踏まえ、今後どうあるべきかを検討することとしております。その検討材料として、各町内会の実態と実情を把握する必要があったことから、アンケート調査を実施した次第であります。
- 2番 柳田裕平 わかりましたが、確認しますが私が平成28年3月定例会で、一般質問をしたときの答弁は、まず町内会の実情・実態の把握に努めますという風に言われておりました。
今回の調査は、そのための第一歩であると受け止めてよろしいでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 ええ、その通りと思って結構です。
- 2番 柳田裕平 それでは、その2番に移ります。アンケート結果をどのように受けとめているのかでございしますが、最初に今回のアンケートは町内会を対象とした調査のようですが、町内会長さんが個人の考えで回答されたのが多かったように、私には思われます。
より町民の総意を知るためには、もっと幅広い層に範囲を広げて調査する必要があったのではと考えております。その点では、当局としてどのように受け止めているのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 町内会長に限定したのではなく、町内会の在り方を検討するための、個々の意見より組織として責任ある回答を収集したかったことによります。
- 2番 柳田裕平 はい、それではですね私の考えですが、例えば民生児童委員が町内会をよく回っているので民生児童委員とか民生児童委員のOBとか、あるいはまた若い世代、それから高齢者などからですね幅広い層から意見を聞くことも必要ではないかなと私は考えておりますが、そんな色々な角度から調査する必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

町長 畠山菊夫 このたび、町内会長さんを最優先してお聞きしましょうということで、取り組んだアンケートでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

2番 柳田裕平 これからという感じのようでございますが、この先進んで行く段階でまたそれは考えていただければいいと思ひます。

もう一つですが、未回答の町内がこれ見ますと、32町内のうち回答したのが27町内会です。5つの町内会が、回答してないんですが、これ5つの町内会の意見も私は非常に重要だと思ひます、そこでちょっと確認しますが、聞き取り調査とかこの5町内についてやっているのでしょうか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 聞き取り調査については、行っておりません。

2番 柳田裕平 やっていない。今申し上げたように、この5町内の意見も非常に重要ですので、出来ればこの後、その時の町内会長もまだやっているとと思ひますので、聞き取り調査とかしてもらって一応確認した方がいいんじゃないかなと思ひますが、どうですか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 今後そういう風にして参りたいと思ひます。

2番 柳田裕平 では、その次に進みます。その2でございますが、アンケート結果をどのように受け止めているのかでございます。

最初に今回のアンケートは町内会を対象とした調査のようですが、町内会長さんが個人の考えで回答されたのが多かったように思われます。より町民の総意を知るためには、もっと幅広い層に範囲を広げて調査する必要があると思ひますが、どのように考えているかお聞きしますが、これ先程答弁いただきましたので、同じ答弁だと思ひますのでこのまま進ませていただきます。それから次に、アンケート調査を実施したことには賛同しますが、最も大事なものは回答内容をよく整理検討して今後どう結びつけていくのかということではないでしょうか。

先日、その点を総務課長に確認したところでは検討作業まではまだ進んでいないとのことでしたので、具体的内容については無理かと思ひますが、この後の検討作業をどうするのかも含めて町内会の実態・実情・意向など今回のアンケート結果からどのように受け止めているかお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 調査結果では、見直しは必要でないと回答したところが、必要と回答した町内会の数を上回りました。見直しが必要と回答した理由として、各種行事等の際の参加人数が不足している、高齢化による町内会や班体制の運営が困難、毎回同じ人が役員になる、などを挙げております。

見直しが必要と回答した中には、切実な、そして深刻な問題として受け止めている町内会がある、と認識しております。

2番 柳田裕平 それではちょっと質問しますが、いまだ検討作業をしていないという理由ですが、これはどういう理由でしょうか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 アンケート調査結果を集計してみますと、実に様々なご意見がございます。

現状の方が順調にいらっしゃいますし、町内のコミュニケーションもうまくとれているといったこともございますし、片や様々な問題を抱えていると、数字的にも大体半々になっております。今後こちらの方で、こういった方向性というのを示す時期かどうかというのも悩んでいるところでございます。

今後につきましては、そういった意見をもう少し分析をしながら、もっと情報を集めましてさらに検討するためということで、多少今時間を置いているところでございます。

2番 柳田裕平 今までの質問で、まだ今本当に初歩の段階で、どういう方向にするかの業務もしていないということだと思います。今後の方向性ということで、私3番に質問することになっておりますので、そこに移ります。

今後の方向性はどのように考えているかでございます。アンケート結果からはですね、役員の選任に苦勞している、世帯数の減少、町内会費の問題、町内各種行事の参加が難しいなど、色んな面で町内会の格差が広がっているように受け止めました。

また、町内会の子供会や老人クラブでも、人数が少なくなってきた隣の町内会との合同で活動している町内会もあるようです。いずれにせよ、行政がいくら良い施策を行うにしても、すばらしい事業を行うにしても、受け止める側の町民、町内会が理解・協力出来るような体制でなければ、町民が満足する結果が得られるとは思いません。

なるべく早く、しかるべき手順を踏まえて専門チームや審議会を立ち上げて、時代に合った町内会組織を検討し、再編することが必要であると考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

町長 畠山菊夫 アンケート意見にもありましたが、町内会の役割の明確化が問われて来ていると感じております。

柳田議員のご指摘のように、災害への対応には近隣住民の意識や町内会の共助性も必要と思っております。その精神を培うのが、町内会活動における各種行事等への普段からの協力体制であると思っております。

来年度は、各町内会長と相談しながら、まずは行政と町内会の在り方について、議論を交わして行きたいと考えております。その上で、高齢化などによる役員のなり手のいない町内会の組織の在り方については、町内会と相談しながら、対応して参ります。

私自身、このたびのアンケート調査で必要でないと答えた町内が、15あったことで大きく再編するようなことは、町では考えていないし、また町から誘導することは出来ませんし、深刻な課題を抱えている町内会については、先程答えたように相談しながら対応して行きたいと考えております。

2番 柳田裕平 今、ざっと質問させていただきました。非常にこれからの手続きになると思っておりますがどうか慎重に検討していただくようお願いしておきます。それから先程、町長の答弁の中で一つ気になったんですが、このアンケートの結果によりますと、確かに在り方を検討する必要のないというのが、半分ちょっとありますか、必要だというのが半分ちょっと以下なんですが、その中身を見ますとですね、必要であるというのは本当に今これから大変だという状況の町内だと思うんですよ、必要がないというのは、今のところいいよというような感じに受け止めるのが、過半数ではないのかなと思うんです。

本当にこのままで行っているというのが、何町内もないと思うんですよ、今のところ、出来るからこれでいいやという感じだと思うんで、そういうことを考えれば私はやっぱり変えるような形の対策を講ずる方が正解じゃないのかなと、私個人的な考えはそういう風に受け止めました。アンケートでは、

どうかそこら辺を一つ、よろしく検討いただきたいと思っております。

それでは、次の表題の2番の方に入らせていただきます。

広域で「健康寿命日本一」への取組みを考えてはということでございます。

この9月9日から4日間、「ねんりんピック秋田2017」が本県で開催されました。

「ねんりんピック」が存在することすら知りませんでした。報道記事などで少々調べてみたところ、高齢者のスポーツと文化の祭典で「全国健康福祉際」が正式名称であり、メイン行事は60歳以上を対象としたスポーツ・文化の交流大会で、1988年に第1回大会が兵庫県で開催されて東北では今回が5度目の開催となるようです。

本県での開催は初めてで、今回は県勢680人を含む約1万人の選手・役員が全国から参加して、家族らも大勢来県し、本県にとっても大きな経済効果をもたらしてくれたようですし、「健康寿命日本一」を目標としている秋田県で開催された意義は非常に大きいとも報道されておりました。

最近では、特に健康寿命についての関心も高まっており、県内に於いても各市町村ではいろんなスポーツ大会や文化活動の交流イベントに取り組んでいるようですし、健康寿命を延ばしていくことはこれからの町づくりの一つのポイントになると考えられます。

これから進んでいこう高齢化社会に向かっては、若いうちからきちんとした食生活と運動を習慣化させ健康に対する意義を高めることが重要であるとも言われているところでございます。

そこで提言ですが、元気な高齢化社会の形成と交流人口の拡大を目的として、特に

湖東3町を中心とした広域での行政と各団体が連携して、スポーツ競技大会や文化活動交流イベントなどを毎年開催することが出来ないかどうか話し合ってみてはどうか。

また、「健康寿命日本一」へ向けた本町独自の施策はあるのでしょうか。町長にお伺いいたします。

町長 島山菊夫 ご質問の湖東3町を中心としたスポーツ競技大会や文化活動交流イベントなどの開催について話し合ってみてはということですが、健康寿命の延伸の取り組みとしては、大変有意義なイベントと位置づけられると考えられます。

しかしながら、各関係団体や各町との連携の必要となり、現状としてはかなり難しいと考えております。

現在、本町では、健康づくりの3本柱に運動・食事・休養に重点をおき、町民自らが健康づくりに取り組めるような保健事業を展開しているところでございます。

健康寿命日本一に向けて、町としての取り組みは、「生活の中に運動習慣を取り入れよう、5年後、積極的に運動に取り組む人の割合を50%以上にします。」と宣言をしたところです。

今後の対策としては、健康宣言の町民への周知、健康教室の実施や自主グループへの支援、運動を取り組みやすくするための環境整備、社会教育等の関係機関との連携強化に努めながら、町民の皆さんの健康づくりを進めて参りたいと考えております。

2番 柳田裕平 私なりの考えを、ちょっと質問させてもらいますが、今答弁にもありましたが、つい先日の八郎潟町広報12月号に、町長言われたとおり、5年後、積極的に運動に取り組む人の割合を50%以上にします、と八郎潟町が宣言し、目標達成に向け町民の皆さんの健康づくりを応援します、との記事が確かにありました。見ました。

具体的には、じゃあどのような応援を考えているのか、もしよかったらお答え願いたいと思います。

町長 島山菊夫 この度、保健事業でいろいろ取り組むこととしておりますけれども、保健事業以外にも例えば、チャレンジデーも行っております。そしてまた、八郎潟町総合スポーツクラブこれ体協で行っておりますけれども、誰でも、いつでも世代を超えて好きなレベルでスポーツに楽しめる、そういう環境づくりも支援しながら対応して行きたいとは思っております。

2番 柳田裕平 実は、私毎でございまして、私共の町内会4区でございまして、ちょっとした飲み会があって、その場で男性、だいたい60代前後の7・8人が話し合っていて、朝6時半に毎日ラジオ体操をやりましょうということになりまして、11月1日から1ヶ月間やりました。ほとんどの人が休み無く出て来まして、12月に入る頃になりまして、雪降ればどうするかということで、とりあえず3月1日からまたやりましょうということになって今休んでいるところでございまして、ただその中でやっている間にいろんな話しが生まれて、まず朝ご飯がおいしくなったと、体も軽いような感じがするようになったと、いろんないいことが皆さんの口から出て来ましたので、出来ればこういう今町でやっている、かけ足運動みたいなものでしょう、そういうことをもっと全町に広げてこういう運動をするようにしてはどうかと、一つ考えた訳でございまして、そういうのはどうでしょうか。

町長 島山菊夫 今回、4区の皆さんが自主的に取り組まれたことは、大変うれしく思っております。それこそ自分の体に対する健康づくりの第一歩だと思っておりますので。町でどういう風な支援出来るのかというと、今なかなかそういうことは出来ませんが、自主的にそういう方々が増えることは本当にいいことでありまして、いろんな意味でスポーツ振興に取り組んで参りたいと思っております。

2番 柳田裕平 今、その話しをしたのは、先程の町の広報で健康づくりを応援しますという言葉が出てあったんで、申し上げた訳でございまして。

それでは、もう一つ最後、私と個人的なこの質問に対するまとめですが、今後はですね、スポーツを楽しむ高齢者が益々増えることが予想されますし、また増えるようにしなければならぬと思います。町としても、健康体操の普及、各種スポーツ教室の開催などはもちろんのことでございますが、地域の活性化、町の財政負担の軽減、そして健

康づくりを応援するためにも、スポーツや文化の交流イベントに広域町村に取り組むこと、私は大いに意義があると思います。もし、出来たらこの後この課題として、検討していただきたいなというのが私の希望です。

それから、広域という観点でもう一つですが、今、八郎潟町、五城目町、井川町がそれぞれ単独開催している産業祭、文化祭がありますが、名前それぞれ町村で変わるみたいですが、3町交替制で持ち回り開催にするとか、役割分担にして合同開催にすれば、

町の財政負担も軽減されるだろうし、交流人口の拡大にもなるだろうし、開催する規模も大きくなりますので、いろんな面で効果があるのではと考えます。この点では、町長どうでしょうか、この考え方は。

町長 畠山菊夫 3町合同で、というご質問だと思いますけども、実は先程も言いましたけども、秋田県が健康寿命日本一を10年後に目指しましょうということで、今回色々、25市町村に目標を持たせて、今私方も取り組んでおります。井川も五城目も色々な事業に取り組んでおります。私方は、スポーツの町というイメージを意識しながら、スポーツに取り組むということをしておりますけども、実を言えば、こういう事業を行っていく上で、実際、精一杯でございます。それが、やはり3町合併でやるとなるとかなりの労力がいりますと思いますし、各関係の機関がそれぞれお互いに話し合っ、進めて行けたら私方もどのような方法で手助け出来るのか、ということが見えてくるとと思いますので、ちょっと今の時点では、3町合同で取り組むことは中々難しいというのが実態でございます。

2番 柳田裕平 町長の考えもわかりました。ただ私の考えでちょっと補足すれば、3町合同でやれば、3年に一回しか順番回ってこないの、その分負担が軽減されるのではないかなという考えも入っておりますので、一つよろしく願いいたします。これで私の質問終わります。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。2つの項目について一般質問をいたします。

まず最初は、干拓によって八郎湖水位がプラス1mになり、強制排水が必要になったから国、県が応分の負担をするべきですについて質問いたします。かつて日本第二の湖だった八郎潟は、昭和32年から干拓工事に取り掛かり、7年の歳月を経て干陸し1万

7千ヘクタールの農地に生まれ変わりました。今となれば、さまざまに話題のある大潟村ですが、当時を解説する人からすれば干拓の目的は第1に食糧増産、第2は秋田県の次男坊、三男坊対策であったと言います。さらに平成28年12月25日の秋田さきがけ新聞の記事では、第2次大戦のオランダへの賠償問題の解決策としてもこの干拓が含まれていたとされています。

それはともかく、日本第二の湖が広大な耕地に生まれ変わったのは世紀の大事業でありました。その後、減反政策に伴い様々な問題が起きましたので、はたしてこの干拓事業が良かったのか悪かったのかは、それぞれ見解が分かれるものと思います。

干拓前の八郎潟を小さい頃の思い出として、うっすらと覚えています。地先の開墾と呼ばれる田んぼに父母と一緒にいったときには、お昼に潟に入り、潟の水を飲んで喉を潤したものです。それだけ潟の水はきれいでした。

干拓後、大潟村が誕生し、1万7千ヘクタールの田んぼに水を供給するため船越水道に防潮水門を設置して残存湖を淡水化しました。

干拓前は地先に水門があって一日市地区から流下した水は自然に八郎潟に流れ落ちるようでした。しかし、干拓後は八郎湖残存湖の水を淡水にしておかなければならないために、船越水道の防潮水門で締め切り、海水が入り込まないように海面より1.0m

高く残存湖の水位を保つように県が水門の操作を行っています。このため今は、八郎湖周辺の水は自然流下することはできません。各地区で排水機による強制排水をすることになります。今の八郎潟土地改良区の前には、東岸堤排水機場という組合があったように思います。

思えばこの排水問題については、八郎潟干拓の弊害ではないかと思えます。雨となって降る水は下流へ下流へと落ちていきます。一日市地区では昼寝下に降った雨、商店街に降った雨は最終的に一日市の地先の排水機場に到達します。

川崎地区、小池地区、浦大町地区、真坂地区、夜叉袋地区に降った雨も三枚橋川に落るけれども、夜叉袋、真坂の排水機場に到達します。これを排水するのが夜叉袋、真坂

地区の排水機場です。

排水は1年間通じて行っています。そもそも八郎潟土地改良区は排水機場にある揚水機でポンプアップして3つの高架水槽に送水します。そして農家はその水を田んぼの用水として使用し、落水して地先に戻ります。それを再利用して循環して水を利用しています。上流から来る雨水とは関連がありません。また秋から春にかけての農閑期は農家は水を使いません。しかし、排水機は動いています。この水は土地改良区の水なのか、町の水なのかという考えが立ちます。八郎潟土地改良区ではポンプの維持管理経費として国から225万円、町から162万円を助成してもらっていますが、これで間に合うのでしょうか。

大潟村は海拔0メートル以下の場所です。海の水より低い所に田んぼや住居があります。ですから、干拓地内の水は常に排水しないと水没してしまいます。排水機場は南部と北部に2ヶ所あります。この機場の管理は秋田県です。ちなみに南部排水機場の排水能力は4機合わせて毎秒40トン。ものすごいものです。この維持管理経費は国が3分の1、県が3分の1、地元が3分の1です。また八郎潟干拓は中央干拓と同時に周辺の地先干拓も行われました。潟上市天王の大崎地区も国営干拓です。大崎地区の土地改良区の排水機場の維持管理費には国、県、市の補助金が入っています。男鹿市若美の払戸地区も地先の国営干拓ですから同様と思います。

いま八郎潟町は、毎年ゲリラ豪雨と呼ばれる雨がひと夏に2～3回遭遇します。上流からの流下水、馬場目堤防からの浸透水が一日市地区の水路を氾濫させます。一日市地区、面潟地区、真坂地区の排水機場が八郎潟町に移管になったこともあり、雨水排水は町の仕事になったと思います。秋から春にかけて農作業が休んでいるときに排水機場のポンプを回して水を掻いて、それが土地改良区の組合員の賦課金によるものだというと、どうにも腑に落ちません。八郎潟干拓により、強制排水に頼らざるを得なくなったことも考えればこの排水機場の維持管理費は中央干拓地や地先干拓地と同様に国、県、地元がそれぞれ負担するようになるべきだと思います。それは補助金としてみるとか、あるいは新たに交付税として算入させる措置を設けるとか方法があると思います。

八郎潟干拓は、国営事業であったし、これを働きかけたのは秋田県です。干拓の弊害としてこういう問題があります。八郎湖周辺市町村はお互いこういう共通課題を抱えているはずですが、連携して国、県、に働きかけをできないものでしょうか。

大雨が降れば、各地で被害が報道されます。ガード下に水がたまって車が立ち往生したり、中には閉じ込められて水死したりするニュースも流れます。それを思うと一日市地下道は大雨でもよく水没しないものだと感心します。確か自動運転のポンプが設置されているので水がたまらないと聞いたことがあります。5区の安田佃煮店のあたりも水があふれます。消防団が可搬ポンプを動かして排水していますが、毎回のことで難儀しているなどと思います。

堤防の脇に自動運転の排水ポンプがあればいいと思いますが、用地や機械の点で無理があるのでしょうか。もし可能だとすれば1区の寺沼水路末端の堤防脇にもあればいいです。これらの方法が難しいとなれば土地改良区の排水能力を高めることだと思います。

先に述べたように大潟村の中央干拓地の排水機は1機あたり毎秒10トン。これに対して現在の土地改良区の排水能力はいくらでしょうか。

大雨は時間あたり30ミリを超えると「バケツをひっくり返したような雨」と表現されます。昔はめったになかったのですが、最近は一と夏に何回もきます。この雨は結局は地先に集まるのですから、大雨にも対応できる大排水能力を兼ね備えた八郎潟土地改良区の排水機の整備を国、県に働きかけすることがよいと思います。町民の中にはこういうことを言う人が多いです。町民の代弁者としてこれらについて質問致します。以上が一問目の質問です。

次に、二問目の質問に入ります。二問目の質問は、任意団体は役場職員の手を借りずに自主運営すべきと思うであります。

いまから約十数年前は職員も75人程度はいたのでないでしょうか。平成17年に五城目町・八郎潟町・井川町の3町合併協議が頓挫して、自立の町を目指すことになりました。自立計画に掲げたのは職員の消滅でした。自立計画は財政計画でもありましたから職員60人体制を目指すと言うことで、しばらく職員採用が見送られました。その結果数年後60人体制になり、現在は63人体制です。これは業務量の削減を伴うものではなくて単に歳出の削減を図るためのものでしたので、職員個々の事務量は増えてきたのではないのでしょうか。

昔から市町村は3割自治と言われていました。その理由は自主財源が3割程度なので、

財政的な意味もありますし、業務の7割は国や県の受託事務と言われてきたこともあり

ます。しかし、最近はそういうものに加え様々な仕事も増えているように感じます。

例えば、国のマイナンバーカードの事務や頻繁な福祉給付金の事務、町単独事業のおもしろ市場や、はちパル図書館の開館、商店街活性化事業など町づくりの新規事業がどんどん増えています。

おもしろ市場について言えば、平成19年頃だと思いますが、商店街の活性化をどうしたらよいかということで、町産業課と3つの商店会が1年かけて話し合った結果、旧バリュー跡地を使って売り出しをやろうと始めたものです。

当初は3つの商店会の人たちも出て物も出品して、共同事業で一緒にやりましたが徐々に出品する物がなくて自然と遠ざかってしまいました。そのためその後は役場がやっていくような形になってしまいました。このように、何かを始めると結局役場に仕事が回ってくることとなります。

いまの話は旧バリュー跡地でやってたおもしろ市場のことです。いま、はちパルでやっているおもしろ市場のことではありません。

このように職員は減る中で仕事は増えると言う状況ですから、今一度仕事の中身を検証する必要があると思います。

その中で、私は表題にある「任意団体は役場職員の手を借りずに自主運営すべきと思う」を提言いたします。

この一般質問をする前に前段で確認しておきたいと思いますが、町を運営していくためにはいろいろな団体や委員会が必要です。選挙管理委員会や農業委員会は地方自治法や農業委員会法で市町村に置くことになっていますから、これは市町村が事務を執ることとなります。

また、町にはいろいろな条例で設置された団体も数多くあります。都市計画審議会や青少年問題協議会や文化財審議委員会は都市計画法や青少年問題協議会法や文化財保護法に基づき町が条例設置したものです。

町長が設置した団体ですから、当然の業務となります。また条例設置でなくても要綱で町が設置している団体もあります。これも町長が委嘱している以上、町が事務を執ることは当然です。

しかしながら全くの任意団体であるのに、町職員が事務や会計をやっている団体が少なからずあります。それはいろいろな経緯があって昔からの慣例で行われているものでしょう。これは農業の分野にもあるし、教育スポーツの分野にもありますし、町民生活の分野にもあります。町職員は仕事も早く正確で間違いはなく任意団体とすればありがたいことです。こういう任意団体の事務の内容は事業計画を立てる、総会を開く事業を行う、通帳を管理する、金銭の出し入れをする、事業報告をする、決算をするなど年間を通じて業務があります。どの団体も町民の生活に密接にかかわっていますからその活動は支援していかなければなりません。

しかし、町長が設置した団体でもなく、町長が任命した団体でもなく、町長が代表となっている団体でもないのに、その団体の代表が町職員を使うという行為が何の根拠に

基づいているのでしょうか。

町内にはいろいろな団体があります。パソコンに慣れなくて手作業でやっている団体もあります。役員のなり手がいないとこぼす団体もあります。でも自分達でやっています。そういう団体から見ればうらやましいし、また、不公平感も感じます。町と任意団体とは異なる組織であり、団体の運営にかかわる事務については、本来団体自らが行うことが基本であろうと思います。

任意団体は役場職員の手を借りずに自主運営をしていくように少しずつでも改革していくべきだと思います。提言といたします。以上二つの質問についてご答弁をお願いします。

町長 島山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。町では、3地区の排水機場につきましては、建設当時にも補助金で行っておりますが、平成4年10月に土地改良法第56条による

協議請求が八郎潟土地改良区より提出され、排水路の市街化及び社会的経済的諸条件の変化により、土地改良施設が他用途施設に供されていることから費用の分担等の協議を行い、平成5年度に農閑期の半年間に懸かる排水経費に対し、土地改良区受益面積以外の面積比率37.5%を乗じて得た数値として、現在は162万円を補助金交付しております。

また、混住化に伴う農業施設の管理体制の脆弱化に対応するための、適切な管理維持経費として排水機場管理経費の補助事業（国2分の1、県・町4分の1）を実施してお

ります。

排水機場の整備事業に関し、当初段階では基幹水利ストックマネジメント事業により地元負担25%での実施予定でありましたが、3排水機場を県営湛水防除事業で実施した場合は地元負担が5%となり、受益者負担を軽減のため、平成27年11月に町が受贈し管理は土地改良区が行うこととしたもので、雨水排水が町の仕事になったのではございません。排水能力につきましては、湛水防除事業計画では20年に1度の大雨で40センチの湛水と積算し、24時間以内の解消を図る計画で、モーターポンプが毎秒0.6トン、エンジンポンプが毎秒1.24トンの排水量で計画されております。ここに質問のようですが、いま馬場目川の堤防建設によって、集中豪雨による川の氾濫からは守られていますが、干拓事業の湛水化による水位の上昇、新たな道路建設、水路の狭隘などで西側への排水能力は以前に比べかなり落ちているものと思っております。それらが34区や一日市地区の増水に起因しているものと考えられます。中央道に設置している排水規模では対応できず設置するとなると、一基、建屋も含め1.5億円、ランニングコストも数千万円と試算されております。可能な限り国、県への働きをして参りますが、現時点では樋門の管理を徹底し、水路の改修などを計画して参ります。

次のご質問ですが、ご指摘の任意団体は、これまで12団体がありましたが、特に通帳管理の所持の観点から、町職員がこれを行うのは好ましくない、との町監査委員のご指摘もあり、努力の結果、現在は8団体となっております。

任意団体の中には、町民の安全・安心を目的とした任意団体もあり、構成役員が比較的年配の方が多い現状であります。

各種文書の発送、事業等の準備、通帳管理等となれば、相当負担がかかることとなります。また、この状況で自主運営となれば、役員の確保にも今後影響が出るものと考えられます。

町としては、任意団体による運営は喜ばしいことと思っておりますが、各種団体の役割や状況を考慮しながら、慎重な対応が必要と考えております。以上です。

5番 石井清人 それでは、わからないところを再質問させていただきます。一つ目の質問の土地改良区の排水能力のことについてはわかりましたけども、それで後段の質問の中で、5区の辺りに自動運転ポンプを付けるとか、出来れば1区の辺りでもいいんですけども、そういう辺りのことは可能なのか、検討されたのかそこの所一つ聞きたいと思っております。

それから、総務課長さんに聞くんですけども、平成28年9月議会の時の、平成27年度決算審査監査委員の意見書、それから平成29年9月議会の時の平成28年度決算審査の祭の監査委員の意見書、この中で二つとも監査委員の指摘事項として、助成（補助金を受けている各団体の予算）公金管理については、担当職員以外が望ましいと言うことが指摘されてあったので、いま町長さんが言ったように、そこのところの指摘を受けて12団体を改善して8団体になったと言うんですけども、そこのところ、どの様に改善したかと言うところをちょっと説明して欲しいと思っております。

建設課長 吉田久壽 5区と34区に、強制ポンプが必要かというご質問ですけども、巨額の費用がかかるということと、それからゲリラ豪雨が年数回ということと、確立的に慢性的な冠水でもないでその辺を検討して、まず検討しているという段階だけで、財源がないということを重視するのでご理解いただければ有り難いと思っております。

総務課長 小野良幸 監査委員意見書に基づく通帳管理の問題でございますけれども、社会教育団体4団体につきまして、そういったご指摘がありますということで、その移管を進めて現在に至っております。以上でございます。

5番 石井清人 再々質問を一つさせていただきます。それで聞くところによれば、八郎潟土地改良区の機場ポンプの更新もこれからやられるようですけども、やった場合、真坂や夜叉袋の機場のポンプ能力は、今よりどの程度アップしてくるのか、もしわかったら、それからですねもう一つですけども、いま総務課長さんから4団体が監査委員の指摘に応じて改善したということなんですが、私の質問の中で任意団体の事務というのは、全国的には各自治体の課題になっていきます。その中から、いま監査委員さんの指摘あったような公金管理が出てくるんですけども、なかなかこれは難しいと思っております。

やっぱり監査委員さんも、監査報告で指摘してますし、また私の一般質問で議会からも、こういう意見があったということだから、少し一歩ずつでも進む可能性があると思っておりますから、よろしくお願ひします。

その、ポンプの改修のことで、もしわかったらお願ひします。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。排水機場の更新に関しましてですが、既存のポンプの排水量なんですけど、あくまでもこれ設置した時の排水量でございます。新規の場合ですが、既存の物が毎秒モーターポンプで0.6トン、エンジンポンプで、1.2トンとなっております。そして、今回更新する計画のモーターポンプにつきましては、毎秒0.75トン、エンジンポンプが1.24トンとなっております。モーターポンプに関しまして、かなり定年劣化しておりますので、数値で比較しますと1.25倍となりますが、実際は1.5倍程の差があるのではないかとこの計算がされております。またエンジンポンプにおかれましては、1.03倍の違いがございますが、この数値についてもかなり違いがあるだろうという風にされております。以上です。

5番 石井清人 丁寧なご答弁有り難うございました。これで一般質問終わります。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。次に、11番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

11番 伊藤秋雄 どうもおはようございます。ただ今、議長から一般質問の許可を得ました。私から質問いたします。よろしく願いいたします。それではまず始めに、時の経つのは早いもので湖東総合病院が湖東厚生病院としてリニューアルオープンしてから、3年と6ヶ月になりました。また、多目的施設情報交流拠点「はちパル」が27年5月にオープンしてから2年以上もたちました。町内外の人が気楽に情報発信し、イベントのできる憩いの場として利用されております。

特に5月の祭典では駅前広場の「願人踊り」の見物客が年々多くなっています。また「はちパル」の図書館については、「あきた経済誌」によると県立図書館が(2)、市町村図書館が(49)、市町村公民館図書館が(23)、そして県内全部で74の図書館があるそうです。住民一人当たりの貸出冊数平均は年間で2.43冊なのに対し本町「はちパル」の図書館は一人当たり4.96冊ということで、他市町村と比較すると突出して多いそうです。

JR駅前の複合施設として立地している利便性、そして平日の閉館時刻の延長などサービス上の取り組みが評価されています。

また、今年で2年目になりましたが、田んぼアートの観光客も増えており、大変うれしいことです。今回の私の質問は一問一答で3問通告しておりますので、当局の答弁、町長もしくは課長から答弁よろしくお願ひします。

第一問、県道秋田～八郎潟線(高速アクセス道路)延伸の早期実現についてお伺ひいたします。私は26年6月と27年6月の定例会に2度一般質問しております。湖東厚生病院に男鹿市や大潟村からも通院できるように、また観光シーズンには男鹿観光めぐりや大潟村の桜、菜の花ロードなどの魅力ある自然を楽しめるように、利便性のある道路として、県道秋田～八郎潟線の延伸と、JR八郎潟駅周辺の平面交差踏切を実現できないものかと質問しています。当局は私の質問に対して「高速アクセス道路の延伸は沿線住民の生活、観光、産業振興などに重要な路線であり、湖東厚生病院、情報交流拠点

多目的施設(はちパル)の完成により交流人口を増やし、賑わいの創出する意味でも重要路線である」と答弁しております。

その後、2年間当局はJR側また県、国などの関係機関にどのような働きかけをしてきたのか進捗状況をお答え願ひします。よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。これまで毎年各種、促進期成同盟会において要望活動を実施してきております。これまでの過程については、複数議員の一般質問でもお答えしておりますが、今現在、県では県単独道路改築事業と位置づけ、八郎潟町、

八郎潟駅構内調査業務委託を実施し、平成28年12月8日、JR東日本と協定を締結し、それを受けてJR東日本が基本調査を行っております。

基本調査の内容では、駅構内に踏切を新設する場合の、課題の抽出と概算工事費の算出などをしており、それら諸課題を解消するための現実的な手法について、県とJR東日本が現在協議を重ねております。

11番 伊藤秋雄 答弁有り難うございます。いま町長の答弁では、JR側に色々調査を依頼したりしておるといことですが、まず始めにJR側と県とそれから当局の三者で現地を立ち回って何回位視察したのか、この辺をちょっと、それから入っていきたいと思います。

建設課長 吉田久壽 ここに資料が無い訳ですけど、4・5回は立ち会いをしております。

1 1 番 伊藤秋雄 この前の27年6月の町長の答弁では、平面交差になると非常に危険性を伴うと、そのために踏切を閉じる必要があると、そして例えば、線をまっすぐに結ぶと用地が60m位あり、踏切の60mは長い距離で問題点も多く一つ一つクリアしながら課題解決に取り組みたいと言っておりますが、そのことについて現地を見ながら詳細に話し合ったものでしょうか。その辺ちょっとお願いします。

町長 畠山菊夫 それらについては今、県とJR側で協議を重ねております。

1 1 番 伊藤秋雄 それについては、JR側と県で話し合いをしているということですが、本町の方にも依頼はしているというものの、やっぱり職員同士で担当課とか、例えばこの前の県議会の時にも地元県議が質問しておりました。これは今年の9月県議会です。
その中の知事の答弁では、3つばかりの課題が出て来ました。当局に対してJR側からこういった問題がありますよと、詳細に話しが出ているものかその辺ちょっとお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 実際課題があるとすれば、JRの方針としては、新設の踏切を建設する場合は、近くの複数の踏切を廃止するというようなこと、そしてまた伊藤議員さんが言われた踏切の長さ、これの問題です。それと新たに、今貨物列車が一日3本停泊します。その停泊期間の踏切の遮断機が降りる長さ、これを今どうするのか、いろいろそういう課題そしてまた西側からの道路、信号機、交差点から近い、そういうこともいろいろ課題として取り上げておられるようでございます。

1 1 番 伊藤秋雄 今、町長からも色々と詳細なことを言われてきましたが、県議会の方では路線の上り線、下り線ですか、段差があるようなこともあったようです。それからもう一つはホーム、今町長も言われましたが、一日貨物列車が3本も止まっていると、そういう大きな問題があると、ホームの駅舎についても話しが出ておりましたが、その点については当局の方ではJR側と県の方に任せてあるので、わかっておらないでしょうか、その点をちょっと。

町長 畠山菊夫 今言われました通り、把握はしております。

1 1 番 伊藤秋雄 それでは、次の方に移りたいと思います。26年の9月に村井議員にこういうことを答弁しております。道路構内に新たな踏切設置等困難を予想されますが、単独ではなく広域的に捉えて関係市町村と今後も実現に向けて、ねばり強く要望して行きたいと、おそらくこれは、さっき町長も答えた通り、期成同盟会のことではないかなと私は感じておりますが、その期成同盟会以外で、6市町村の首長とその他の関係の方々とも、町長は話し合っておられるものか、どうしても八郎潟の駅構内には平面交差の踏切は必要で、周辺も必要ではないかと、そう訴えながら話し合っているものかどうかその辺を。

町長 畠山菊夫 複数の期成同盟会がありますので、その中では要望、陳情これ県の方に挙げておりますので、皆さん首長さんは把握しているものと存じております。

1 1 番 伊藤秋雄 いつも私は、期成同盟会の方にも参加しておりますが、この後にまた五城目町・八郎潟町の期成同盟会もありますが、その時もちょっとお伺いしたいなと思っておりますが、色々道村大川線の期成同盟会や五城目・八郎潟の県道の期成同盟会でも要望を出しております。そして去年一昨年辺りから、南秋地区の4町村の議会の方からも平面交差の踏切については要望出しております。その要望出されてる都度に県は回答ないものですか。このことを検討しているよ、ということはないものですか。

町長 畠山菊夫 先程の答弁でも言いましたけども、進捗状況についてはその都度県から回答が出ております。

1 1 番 伊藤秋雄 それから私もちょっと気になっているんですけども、県の職員とも話ししてるんですけど、役場職員もそうですけど、2、3年すると県の振興局の部長とか担当の職員だと

か人事異動で移動する場合があります。うちの方の役場の職員は人事異動すれば、色々申し合わせはして行くと思いますが、県の方では課長、部長が替わった場合こういうこととしてますよと申し合わせ、また一からやり直して行くのか記録的な物を残しているもののでしょうか。町長わかる範囲でいいですので。

町長 島山菊夫 これは県の道路課の仕事でございます。基本的にはそうなんだろうけども、地域振興局の建設部とも色々話し合っておりますし、そういう場でも色々あります。そうした中で事務引き継ぎのことは、県の識見でしっかりやっていることと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 今、私の2問目にちょっと入ってしまいました。今まで6町村でということはわかりましたので、省略いたします。④のことについて一つ伺います。

今後早期実現に向けて、どのように進めて行動して行くのか、また県、国の関係機関に陳情なども考えているのかよろしく願いいたします。

町長 島山菊夫 私自身個人的に言えば、平成26年の9月にはちパル建設がスタートしたこともありまして、県庁で県の道路課の皆さんに、新たな道路建設の必要性を説明しながら、お願いした経緯はあります。また、国会議員や県会議員の選挙応援のスピーチの中でも、この道路の重要性も、伊藤議員さんわかる通りその中に示しております。今、6市町村複数の促進期成同盟会で新道建設をお願いしてありますが、町でも独自にお願いしています。あくまでも県道としてお願いしてることですので、町が直接、国やJR東日本に要望、陳情することはありません。ようやく県が重い腰を上げて動いてくれたという、これを進めて行く中で課題を解決しながら、取り組んでいかなければと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 今、陳情はあまりやらないということで、でもその都度、秋田県の代議士さんとは面談する機会が沢山あると思います。そういう懇談の時ちょこちょこ八郎潟の平面交差をよろしく願いしますよと、常に町長は話しているようですが、極力実現できるようにお願いいたします。何としてもこれは大変難しい問題だと思います。そして町長も言っておりましたが課題のためには、一つ一つクリアしながら頑張ってもらえれば有り難いと思っておりますので、第一問の方これで終わりたいと思います。よろしく願いします。

それでは第二問、湖東厚生病院の経営状態、赤字補填はということで質問いたします。

湖東厚生病院の建設の負担率は県が30%、厚生連が50%、4町村が20%で、26年5月湖東総合病院から湖東厚生病院と名を改めリニューアルオープンしました。当初は外壁の色が地味で病院のイメージに合わないのもう少し病院らしく明るく清潔感のある色にすればよかったのではないかと、多くの住民にいわれましたが、私も住民も慣れたようです。

私の家からは真後ろに見えるので、外来の専用駐車場の込み具合や、また入院患者用の部屋の灯りとか、部屋のカーテンは開いているか夜は閉めているのか、毎日のように病院の状況が見えます。そこで質問いたします。

現在、県、厚生連、4町村の首長などで運営委員会を開いていると思いますが、年に何回開いているのか、また湖東厚生病院の経営状態はどうか、外来患者数、入院患者数は100床あるベッドは満床かどうか、また開院してから3年6ヶ月になっておりますが、オープン当初の計画通り経営が成り立っているのか、運営委員会にも出ている関係上、説明お願いします。

町長 島山菊夫 湖東厚生病院については、平成22年11月に再編計画が策定され、平成26年5月より病院運営が開始されたところでございます。

話し合いの場は、病院の経営状態を4町村長及び議会議長に報告する「運営協議会」が年2回開催され、厚生連と4町村との間で行われます。また秋田県医務薬事課、厚生連、4町村長による「三者会議」が年1~2回開催され、厚生連に対する運営補助金の考え方を協議しております。

なお、運営協議会及び三者会議の開催にあたっては、事前に担当課長会議も開催されております。

経営状態は、患者数の減少や医師不足の影響により、効率的な病院経営を行ってもなお、平成27年度までは再編計画を上回る収支不足が続いておりました。

平成28年度では、前年度に試算した2億1,090万円の赤字計画に対して、決算額では経営努力の結果、1億6,453万円の赤字に留まりました。今年度計画では、常勤医師の1名増加による人件費や、事務費の外部委託費の増加などにより、赤字額は

1億9,300万円程度になると見込んでおります。

外来患者数は、前年度決算で1日当たり平均358人でしたが、今年度は363人見込んでおります。

入院患者数は、前年度決算で1日当たり平均61人でしたが、今年度は1人増を見込んでおります。

100床あるベッドですが、一般病棟が56床、地域包括ケア病棟が44床あります。前年度決算では、一般病棟の稼働率が49%、地域包括ケア病棟では75%となっており、今年度の計画では、一般病棟の稼働率を3%上昇で見込んでおります。当初の計画通り運営が成り立っているのか、というご質問ですが、再編計画では毎年2億数千万円の赤字が続くと見込んでいたため、再編計画に比べると赤字額が小さくなる見通しであり、県や周辺4町村の運営費補助金が続けば「運営が成り立っている」と言えると思います。

11番 伊藤秋雄 有り難うございます。ちょっとずつ良くなっているようですので、うれしいことだなあと感じております。それで色々外来患者、入院患者全体のことが出てきました。

本町の外来患者数、それから入院患者数、また年間どの位本町から行っているのか、4町村に比べて多いのか、わかる範囲で出来ればご答弁をお願いいたします。

総務課長 小野良幸 入院患者、外来患者の町村毎の人数は、示されておりませんので、把握しておりません。

11番 伊藤秋雄 これは、全然運営委員会でも出てないものですか。

総務課長 小野良幸 私が参加するのは、担当課長会議ですけれども、同じ資料が示されております。その中では構成町村の入院、外来患者数は町村毎については資料は示されておりません。

11番 伊藤秋雄 段々入院患者数も、外来患者も増えているということですが、当初総合病院の時は、もっと多かったと思います。600人位であったと思います。今は半減しているような感じでありまして。そういったことで今、赤字も出てるということですので、私はやっぱり良い医師がいて、患者に優しくそして診療の見立てが確かな医師がいれば、やっぱり病院は成り立つと思います。そしてまた、何回も議員の中から一般質問も出ておりますが、救急車の搬送を受け入れると、そして大きな病气、けがなどした時に手術、入院させるような総合的な病院にするのが、当たり前ではないかなと感じております。そういう点は、運営委員会などでも要望されておるのかその辺りお願いします。

町長 畠山菊夫 日頃から色んな会議では、そういう旨の話はしております。ただ実態としては、なかなか医師が不足しているのが現状でありまして、救急患者の受け入れも常勤の医師が常になくということになって来ない状態が続いていることは確かでございます。

11番 伊藤秋雄 現在、県、厚生連と4町村の首長で運営委員会を開いていると思います。年に2回ということでしたが、ベッドもまだ空きが出てくる状態です。この赤字補填については、これはまた運営委員会で、例えば建てる前の赤字は、5年間払って行くということで平成30年までとありますが、その後の開院してからの赤字、1千何ぼですか、そういった全体から見るとかなり良くなってきているなと思いますが、そういった補填額を考えているのでしょうか。

町長 畠山菊夫 運営委員会では、前年度決算、当該年度事業計画、経営の状況などの説明が厚生連からあり、それらに関する質疑応答のやりとりがあります。

三者会議では、これらに加え、県から運営費補助金に対する考え方や特別交付税措置の制度的内容などが説明されます。

また、事前の担当課長会議では、赤字部分の具体的な内容や増減理由などを確認いただいております。5年を経過した後も、今後4町村で赤字金額を補填していくのか、というご質問ですが、昨年冬に開催された三者会議では、結論を出していません。さらに詳細な経営状況を確認しながら、構成町村で協議を重ねて参りたいと思います。

11番 伊藤秋雄 リニューアルオープンしてからの赤字の件に対して、私いつだったか25年辺りであったかな、赤字になった場合どうするのかと質問したことがあります。その時町長は、建

てる前の赤字は補填しますが、それはあまりやらないような答弁しておりますけども、今でもそれは考えていますか。

町長 畠山菊夫 中々その辺は難しいものであって、やらないということは言えない訳でありまして、先程も言いました通り、色々これからの経営内容を鑑みながら、構成4町村で足並みというものもありますので、それを揃えながら4町村で協議をして参りたいと思います。

1 1 番 伊藤秋雄 厚生連側では、今9ヶ所ですか病院を運営しております。その中で赤字経営している病院はどの位あるものでしょうか。そこら辺の把握はしてませんか。

町長 畠山菊夫 資料ありませんので、確か2つ、3つだと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 参考まで、実は男鹿市の病院、それから由利、それから湖東、それから鹿角これが4つだそうです。

町長 畠山菊夫 厚生連？

1 1 番 伊藤秋雄 厚生連でやって経営している。

町長 畠山菊夫 男鹿が厚生連？

1 1 番 伊藤秋雄 厚生連でやっている病院で、鹿角とそれから男鹿市、由利、それから湖東ということだそうです。参考まで。

町長 畠山菊夫 男鹿は厚生連ではない。

1 1 番 伊藤秋雄 男鹿市は入ってないです。ごめんなさい、雄勝です。それでいま段々と運営も良くなっているということですので、見通しとしては病院は、もう2年後、3年後には黒字経営になりますよということが出ておるものでしょうか。

総務課長 小野良幸 見通しとしては、赤字経営はずっと続くと思っております。病院経営で黒字になっているところというのは、やはり救急の医療があったり、手術が出来る病院が黒字の病院が多いと思っております。医師不足が深刻な状況が続く中で、湖東厚生病院の医療体制の在り方が、そこら辺が増えていかないと赤字は続くと思っております。あと赤字の大きな要因の一つとして、減価償却の問題がございます。そこをどういう風にみんなで考えて行くのかといった根本的な議論が必要になってくるかと思っております。

1 1 番 伊藤秋雄 経営のことはまだ赤字が続くようですので、それで例えば医師不足という答えが出ておりますが、現在、湖東厚生病院では診療体制というんですか、医師、常勤医師、派遣医師、何名で診療に当たっているのかそこら辺は把握してるものでしょうか。

町長 畠山菊夫 医師は十分に確保されているか、というご質問でございますが、現在、13科にわたり診療体制をとっておりますが、そのうち内科、小児科、整形外科の3科6名がこれまで常勤医師として診療に当たっておりましたが、今年4月から内科に1名増員となり7名となっております。それから派遣医師は常勤換算で8.1名の体制となっております。

1 1 番 伊藤秋雄 確か私も病院のことも調べました。今町長が言った通り7名体制で職員がいると、そしてまた常勤嘱託医ですか、整形外科と眼科が2名ということで、それから応援医師が22名が曜日毎に違うそうです。そして私も最後になりますが、要望しておきますが、やっぱりせめて近くに湖東病院があれば有り難いと思います。それは何故かという、年々やっぱり高齢化になります。また車も運転出来なくなれば、自ずからやっぱり地元病院に行くと思います。そういった意味においても、赤字だから医師も足りないということですけど、出来れば小児科内科ですか、それから循環器内科それから泌尿器内科などの専門医師がおれば、最高だなと、常時あれば有り難いと思っておりますので

その都度運営委員会が開かれた時にも要望して、良い医師を持ってきてもらえれば有り難いと思っておりますので、これで2問目を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは3問目に入りたいと思います。今後大型事業スケジュールということで、質問しますので、よろしくお願いいたします。

買い物弱者のため空き店舗を利用して、人の流れをつくる町づくり活動センターとして加工食品、生鮮食品、フリーマーケットとして、昨年12月に国地方創生拠点整備交付金を申請。今年2月事業許可を受けて、特定非営利法人「はちラボ」を設立。総額1億6千万円で補助額2分の1で5,607万5千円、12月にオープン、開店となりました。町内外から多くの人に来てくれることを心から願っているものです。

さて、昨年第6次総合計画が策定されました。町長の29年度施策方針では、中嶋住宅建替え事業、小中学校併設校開設事業基本計画、同じく学校給食共同調理場運営事業基本計画、庁舎建設事業基本計画など、大型建設がスタートとある。第6次総合計画でも32年度、小中併設校の開設、学校給食共同調理場も建設するとある。また28年3月議会で石井議員に次のように答弁しています。新庁舎は鉄筋コンクリート3階建て南側の駐車場への建設を考えている。公用車庫の建設費、また現庁舎と既存建物の解体費を含めた概算事業費は10億6,300万円ほどで庁舎建設基本計画策定に向け、プロジェクト委員会で検討を重ねておるということを答えております。

庁舎建設検討審議会を設置して、小中学校併設がスタートする、また庁舎は平成32年度から建設工事着手、平成34年度の新庁舎移転を目指すと言っております。小中学校併設にかかる改修及び学校給食共同調理場は平成29年度の基本設計、平成30年に実施設計を経て、平成32年度に小中学校併設校の開校を目指しているとあるが、各事詳細な計画案はいつ頃議会に示されるのかご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 小・中併設校設置に係る中学校改修及び給食調理場建設に向けた検討は、学校改修準備委員会の下部組織とした小・中学校の教頭、教務主任、学校栄養教諭、教育課担当者及び基本設計受注コンサルタントによる「学校改修調整会議」を4月からこれまで9回ほど開催して、検討を進めているところであります。

今後は、基本設計の完成に向け、来年の1月末頃を目処に議会全員協議会において、議員の皆様概要をご説明し、その後、2月中旬頃までに幼・保・小・中の保護者を対象とした合同説明会を開催することとしております。

なお、来年度は、実施設計及び給排水設備等の一部外構工事の発注を予定しておりますが、平成32年度開設までの詳細なスケジュール案につきましては、1月の全員協議会でお示しすることとしております。

役場庁舎建設については、今年度中に「建設基本計画」を策定し、庁舎の構造、各階への部署の配置などを決定します。来年度には基本設計に入りますが、成果品を受け取ったあとに、再度職員等の意見を踏まえた調製を行う予定でございます。

詳細を示す時期ですが、今年度中に策定する「庁舎建設基本計画」を議会に報告した後のスケジュールとなります。以降、基本設計、修正基本設計、実施設計の各段階ごとに、詳細を示して参りたいと思っております。

11番 伊藤秋雄 詳しく説明有り難うございました。それで私もいろいろ金額を言いますが、現在32年度の小・中併設校の改修工事には、2億3千万を見込んでいますと、それから給食の調理場の改修工事含めて1億9,700万を見込んでいますと、それから34年度の新庁舎の移転を目指すということで、既存の建物の解体や現在の庁舎の解体など含めて10億6,300万を見てると、私この3つの事業を計算してみたら、14億9千万位になります。それと当時石井議員に答えた時より1年と数ヶ月経っている訳ですが、この金額で出来るのかなと考えておりますが、その点は町長どう考えておるのか。

町長 畠山菊夫 いま実際小・中併設校、いろいろ試算しておりますけども、確かに資材の高騰、そしてまた人件費の高騰、こういうもので2、3割位は上がるのではないかと感じております。それだけ厳しい状況だと思っております。

11番 伊藤秋雄 一応私も10億9千万に30%かけてみました。そうすると10億3,700万位係ります。おそらく役場を建てる頃になるともっと上がるのではないかなと、40%かければ20億超えます。20億8,600万位になるのではないかなと感じておりますので、そこで一つ質問いたします。このことについて例えば今回の28年度の監査委員の報告では、24億ちょっとあったと思っております。

その金額で例えば、財政調整基金でいくのか、確か24億9,207万2千円が今回の意見書の中に書いてありました。その財政調整基金でいくのか、それとも国の補助、それから過疎債などを使って事業をやって行くのか、そこら辺どういう考えでいるのか

お伺いいたします。

総務課長 小野良幸 財政調整基金を全額使うというのは、当初の計画に比べれば考え方を変えております。ある程度、財政調整基金は残しておかなくては、当初予算を組めない状況下にあります。今年29年度当初予算でもすでに2億円の基金繰り入れを予算化しております。

今後、いろんな大型事業に伴いまして、ますます基金で対応しなければならない状態が続きますが、普段の予算編成に当たっては他の財源も確保しなければなりません。なので財政調整基金については、ある程度残しながら、不足の部分については例えば、学校給食センターなんかは、過疎債の対象となっております。ただ、この過疎債を活用するとなれば、県、国の方に特別枠というものを確約いただかなければなりません。そういったこともございますので、そういう風な考え方のもとに今後事業を進めて参りたいと思っております。

11番 伊藤秋雄 財政調整基金ですか、これもやっぱり段々使えば無くなると思います。やっぱりそうになると地方債が増えてきたりいろいろなる訳ですので、そこら辺いろんな国の補助金やら過疎債を使ってやって行ければ、我が町はいままで事業をやれば、そういう事業を捜してやっておりますので、やっぱりやって欲しいなど、こう思っておりますので要望しておきます。

それで、もう2つ3つありますが、湖東3町の商工会八郎潟事務所を新庁舎の一角に設けてほしいと、おそらく商工会の3役から要望書を提出されていると聞いております。

このことについて、役場のプロジェクトチームでいろいろ話し合われているのか、また駐在所もという話もあったようですが、その辺はどう捉えておられるのかお答え願います。

町長 畠山菊夫 要望どちらからもあるのは確かです。お話しがあるのは確かでございます。ただ、今役場庁舎に関しては、まるっきり設計の段階に入っておりません。検討委員会でいろいろ協議してる段階でございますので、しっかりそういう委員会を通してから、そういうお話しについて煮詰めていきたいと思っております。

11番 伊藤秋雄 まだしっかりと話し合われていないと、検討して行きたいとそういうことでした。それからもう一つ、庁舎の公用車の車庫を解体する訳ですが、その町の敷地に確か八郎潟土地改良区、それから28区の大道公民館があると思います。そういった物に対してどのように考えているのか、他に移転するのか、そこら辺お伺いいたします。

町長 畠山菊夫 その点につきましても、検討委員会がまだ終わっていない段階ですので、その時にこの後進めて参りたいと思っております。

11番 伊藤秋雄 おそらくまだ出来ていないということですので、これもまだ出来ていないのかなと感じております。それから②の方に入りたいと思います。今後、庁舎の建設後は除雪機などを一ヶ所に収納する格納庫などの計画は考えているものでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

町長 畠山菊夫 それも今後、総合的に検討して参ります。

11番 伊藤秋雄 おそらく、総合的にということですが、もう一つ、私通告しておりませんが、併設校になった場合、小学校の児童が中学校の校舎に移る訳ですが、そういった場合、小学校を解体するのか、改修して28区の公民館を入れたり、また土地改良区の事務所を置いたり、商工会の事務所を置いたり、駐在を置いたり、総合的な物でも出来るのかと、私なりにそう感じましたが、それとも五城目のようにIT関連の企業を入れてやるのか、そこら辺はまだ検討してないものでしょうか。

町長 畠山菊夫 この後、総合的に検討して参ります。

11番 伊藤秋雄 わかりました。時間も10分無いようですので、まとめとして一つ、私最後に、湖東厚生病院、多目的情報拠点施設「はちパル」、そして今回は買い物弱者として空き店舗を利用した「はちらぼハウス」が出来ました。それで今後は小・中学校の併設校、学校給食調理場の建設、新庁舎の建設計画がありますが、それにまた木質バイオを利用した6次産業に取り組むということがあります。こういった大型事業をするためには、

まず八郎潟町の総合計画、ちょっと私忘れてしまいました、このことで要望しておきます。大型事業をするために、やっぱり町長の答弁にもありましたが、その都度議会と話し合うべきですが、資料の提出、これやっぱり前もって提出してもらえれば有り難いなど、臨時議会や協議会の時に出されても、限られた時間ですので、やっぱり各自、家でゆっくり見て、質問などを出来るような体制が出来れば有り難いなど思っておりますので、要望しておきます。それで八郎潟総合計画では、人と地域が輝く心豊かな協働の町、町民の皆さんと一緒に、将来をしっかりと見据えた住みたい町、住みたい町の実現に向けて、全力で取り組んでくれることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。本当に長い間有り難うございました。

議長 村井 剛 それでは、ここで昼食のため午後 1 時 30 分まで休憩いたします。
(午前 11 時 53 分)
(休 憩)
(午後 1 時 30 分再開)

議長 村井 剛 それでは、午前中に引き続き再開いたします。
次に、3 番 伊藤敦朗君の一般質問を行います。

3 番 伊藤敦朗 一般質問をさせていただきます。今回の質問は、安全、安心な町づくりのために、それに対しての重要な課題となると思いまして、この課題を選んでみました。それでは質問させていただきます。住宅の耐震促進化の検討についてですが、最近ものづくり大国日本の信頼を揺るがす大きな事件が、報道を賑わしました。自動車の無資格者による生産問題、また部門部品、鉄、アルミ等の鋼材の企画違反等々ですが、自動車の場合だと 1 年から 3 年の間の車検整備で安全が確保されます。しかし、私達の生活に一番密着した住宅に関しては、新築時の完成検査以後の検査はありません。

以後は建築主の維持管理に委ねられるだけで、ただし不特定多数の方が利用する、特殊建築物に関しては、2 年毎に建物の維持状態を報告することが義務づけられておりますが、住宅の安全性という意味では、必ずしも確保されてる訳ではありません。建物は新築時から日々劣化が始まります。風雨にさらされ、突発的な地震などにも耐え、基礎に支えられ建ち続ける訳ですが、建物は振動しています。近代の住宅は、接合部に多くの金物が使われボルト、ナットで固定されますので、その部分も動くことになり、緩みが生じることは大いにあります。建築主自身で点検するには無理があります。

また、日本海中部地震から 30 年余り経過しましたが、男鹿沖にはまだ空白域があり県のデータでは、連動型の場合マグニチュード 8 以上が想定されています。喫緊の課題として整備が必要と思えます。そこで、今県で取り組んでいる木造の耐震化促進事業を私達の町でも便乗して、住宅の耐震化に取り組んでもらいたいということです。

この支援事業に参加しますと、国、県、市町村の助成があり、定額 13 万円の検査費となります。内、国が 2 分の 1 の 6 万円、県が 4 分の 1 で 3 万円、町の負担にはなる訳ですが、4 分の 1 の 3 万円の負担となります。建築主の負担が低額の 1 万円で済みます。ただし、この制度に参加するには、市町村耐震改修促進計画の策定が条件となります。県に確認したところ、コンサルタントに依頼するなど費用をかける必要は無く、作成可能ということでした。もちろん、県でも添削などの手伝いもするとのことでした。

まだまだ昭和 56 年以前の住宅は、数多くあります。全県比、非耐震住宅、約 41% ですので、本町もおそらく同じ位の値になると思えます。是非、前向きな回答をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。数々の大震災を受け、国土交通大臣による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化率の目標が定められたほか、都道府県による耐震改修計画の策定について規定されました。秋田県においても平成 19 年 3 月に「秋田県耐震改修促進計画」を策定され、建築物の耐震化促進に向けて、公共建築物の耐震診断、耐震改修の実施、木造住宅耐震化促進事業として、フリーダイヤル相談窓口の開設、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助を実施しております。

地震による倒壊を防ぎ、人的被害及び物的被害の軽減を図ることから、耐震性を有する住宅の改修を推進することは重要と考えております。本町においても、現在、耐震改修促進計画を策定中であり、平成 30 年度に向けて、耐震化に特化した助成ができないか検討しております。

3番 伊藤敦朗 はい、有り難うございます。そうすれば耐震化改修計画を策定準備中ということですので、30年度には、県の耐震化に参画するということがよろしいですか。わかりました。有り難うございます。そうすればまた、これから耐震診断士の派遣という制度もありますので、そこまでも含めた形で進めていただければ幸いです。

現在のところ、17市町村が登録されているようですが、耐震診断士派遣のところは9市町村ということでしたので、まだまだ制度が浸透しているといった状況ではありませんので、どうか我が町では十分な措置を取っていただいて、診断士を派遣したらというような方向へ持っていただきたいと思います。逆に言えば、近隣市町村で派遣士を使用しているところがあるとなれば、不公平感が出て来ると思いますので、やっぱりそういうところに乗り遅れないように十分にさせていただきたいと思っております。このあとそういう形で進めて行くということですので、有り難うございます。

それでは引き続きまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問はですね、木造公共施設の耐震診断についてなんですが、これについても住宅に関して質問しましたが、2問目は木造公共施設について、質問させていただきます。

まず、当町における昭和56年以前の木造公共施設となれば、各地域の三倉鼻、岡本下台を除く児童館、老人憩いの家、寿山荘、弁天荘、また高岡コミュニティセンターなどが揚げられると思っております。これらの施設の耐震診断は、完了していますか。老人憩いの家、高岡コミュニティセンターなどは、避難施設としての位置付けにもなっています。

建築基準法の適量計算には、地震と共に風圧に対する検討も同時にしております。ゆえに地震、暴風に対する備えも同時に出来ることとなります。

耐震診断をまだ行っていない場合は、今後の方針についてお知らせください。また、完了済みの場合は、結果と共に欠陥がある場合、今後の対策をお知らせください。よろしく申し上げます。

町長 畠山菊夫 木造公共施設の耐震診断については、実施しておりません。現在の耐震基準を備えていない昭和56年以前の施設の耐震診断は、一定規模以上であれば耐震診断が義務づけられております。本町では一定規模以上の公共施設はないものの、施設のほとんどが災害時の避難所となっていることもあり、大震災時の不安はぬぐえません。

一方、施設の老朽化もかなり進んでおりますので、施設の在り方そのものを、公共施設等総合管理計画における個別施設計画を来年度策定する予定です。その作業の中で、

耐震化診断についても、特に人が多く集まる施設を優先するなど、耐震診断の予定実施時期について検討して参ります。

また、本町の木造公営住宅については、昭和57年度以降に建設された、川崎、羽立家ノ後、まちなか、中央、上昼根団地の101戸があります。これらは、昭和56年建築基準法改正における新耐震設計基準以降に建設されたものであり、「建築物の耐震改修の促進に関する法律等」により耐震診断の義務づけ対象とはなっていないことなどから、耐震診断は実施しない考えであります。

3番 伊藤敦朗 避難施設になっている建物に関してですが、やはりまだ耐震診断の時期は確定していないということですが、なるべく早い時期に耐震診断をしていただきたいと思います。

避難施設になっているので、災害はいつくるかわからないので、時間に猶予があつてないようなものですので、早期の対応をよろしく願いしたいと思っております。町営住宅に関しては、56年以降の建物ということですが、実は建築基準法の中で平成12年からですね、構造偽装のいろんな問題がありまして、その時点で構造的なある程度の見直しが行われております。建築金物等についてはですね、引き量バランスなどの若干の構造的な変更がありますので、その辺も含めた形で、本来であれば変更していただければと思いますが、まだそのところは県の方でも、そこまで踏み込んだ形ではやっていないようですので、当町だけそれをお願いするというのは、現にいかないと思っておりますけど、この先のことを考えますと、そのところも考慮しながら検討していただきたいと思います。これは私の要望と言いますか、何回も町長には町からの、例えば耐震改修した時の建物に対する助成を、どうかお願い出来ませんかということで、同僚議員からもいろいろ話しは何回も出ておりますけども、今回も、もし耐震で改修が必要になるような状態が出て来た場合、答弁はいいませんが、町長はまだ当分変わらないと思っておりますので、町からのいくらかの助成を考えていただけるよう前向きにその辺を検討していただきたいと思いますけども、どうかその点も合わせてお願いしながら、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、3番 伊藤敦朗君の一般質問を終わります。
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。本日は、表題を3つに分けまして一般質問をさせていただきたく思います。なお、一問一答方式で通告させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。まずは小学校と中学校が併設校となった場合、その後の統合後の小学校の利活用について質問させていただきたく思います。

平成32年に中学校と小学校が併設校となった際、その後の小学校校舎について過去にも議会の場で話題として取り上げられてきたことは承知しておりますが、校舎の利活用に関して私なりの視点でも提言させていただきたく思います。

まず、現在の八郎潟小学校の建物としての評価はRC構造いわゆる鉄筋コンクリート構造でございます。耐震性のある建物という評価もあり、一時は役場の移転話もあったほどでございます。私自身の感覚といたしましては、その小学校移転ではなく新庁舎建設に向かった流れに関しては率直に評価しております。

小学校は昨年40周年を迎えたので、いわば築年数も40年を超えております。ですので、いずれそう遠くない時期にまた取り壊しも含めた話題があがると思います。そういったことも踏まえ、校舎の利活用においては、長期的ビジョンで考えるものではなく、短期、中期ビジョンで考えられる施策を押し進めていくべきであると考えております。

そこで、当局として統合後の利活用に対して、目指すべき既定路線や結論が出ているものがあるのかをお聞きしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。統合後の利活用に対しては、今後検討することとしております。議員ご指摘のように、広い建物であり、いろいろな活用法を組み合わせる可能性はあると思っております。

小中併設校、学校給食センター、役場庁舎建設を進めた後の事業であることから、築40年を過ぎた校舎改修費用の財政的な面も考慮する必要があるのではないかと考えております。

1番 小柳 聡 有り難うございます。今後検討していくということでございます。八郎潟小学校の校舎に関しては、体育館を除いても延床面積が約4,000平方メートルもあり、棟が複数に分かれているので、活用方法を組み合わせる選択肢も私自身あると考えております。

そういった観点からも、今回2点ほど提案をさせていただけたらと思っております。まずは1案として、企業の研修施設としての利活用を提案いたします。現代社会において、人材育成分野にお金を投資することが減ってきているとはいえ、改めてその必要性が見直しされている時期であると私なりに感じているところでございます。当町は、田舎ではございますけれども、電車や高速道路のアクセスに関して非常に良い環境でもあると思っております。都市圏の企業の研修の場として、田舎再建を含め、例えば調理室なども活用して、食事もある宿泊施設も兼ねたものが出来るのであれば、可能性は広がると考えます。

また、企業の研修先に選ばれた際には、企業側から見た当町のピーアールにも繋がります。将来的には誘致企業に向けた展開も、可能性としてあり得ると考えます。そういったことも踏まえて、企業の研修施設として整備をするという考えがあるのであれば、お聞きしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 先程も言いましたとおり、総合的にこの後考えていきますけれども、ご提案については利活用の一案として、今後検討させていただきたく思います。

1番 小柳 聡 有り難うございます。この利活用パターンは、実は意外に問題点も多くてですね、宿泊を含んだ形とするのであれば、やっぱり建築基準法が適用されて、改修費用が膨らむことも考えられます。耐火建築、内装制限、防火壁など簡単なことではないかもしれませんが、次に、もう一点ご提案させていただきたくするのが、そういった改修費用もほとんどかけずに、考えられるという意味も込めて、地域おこし協力隊の活動本拠地としての利活用を提案いたしたいと思っております。地域おこし協力隊の基本的な任期は3年以内でもありますし、短期・中期ビジョンで考えられるメリットもあります。過去にも再三取り上げられていることは存じておりますが、こういったタイミングを踏まえ、いま一度地域おこし協力隊の招聘を検討していただきたいと思いますと考えております。

町長 畠山菊夫 ご提案については、先程言われました、企業研修施設と同様に利活用案の一つとして受け止め、この後検討して参りたいと思っております。

1 番 小柳 聡 秋田県内、25市町村ある中で今年も増えて18市町村が、地域おこし協力隊を採用しております。私自身もいくつかの自治体の、地域おこし協力隊の皆さんと交流をさせていただいておりますけども、総じて思うことは、やはり自分の個性を生かした町づくりに一生懸命で、なおかつ、しっかりと地域に溶け込んでいることを感じます。

私自身としては地域おこし協力隊、もしお願いするのであれば、町の特産品開発や宿泊施設の少なさの問題点を踏まえ、空き家をリノベーションして、ゲストハウス整備などを考えてもらおうかなという考えもありますけども、ただこれよりも地域おこし協力隊の皆さんには、独自の視点で当町が抱える慢性的な問題である、まずはざっくり税収を上げるということに着目したようなミッションを考えていただき、活躍していただきたいと思います。町には、多方面でいろいろな任意団体が活躍しております。そういったメンバーと地域おこし協力隊が、融合することによって、また新しい科学反応が起こるような気がします。

是非、いろんな助成制度を利用してですね、検討いただきたいと思います。最後に、冒頭にも申しましたけども、あれだけの延床面積がございまして。いろいろな活用法を組み合わせることが出来ると思いますので、いろんな可能性を排除することなく、ご検討いただきたいと思います。これは要望として。

次の質問に移りたいと思います。裸参り新実行委員会に対する支援をということで、お話しをさせていただきます。11月22日付けの秋田魁新聞でも大きく取り上げていただきましたが、29年元旦の裸参りで最後になるかもしれない伝統ある行事、裸参りを若い世代が新たに実行委員会を引継ぎ、来年以降も継続していくと伝えていただきました。

この件に関しては、反響も大きく、その後12月5日にも秋田魁新聞のコラムの話題として掲載され、翌2日後、読売新聞でも12月7日に特集記事として、掲載されておりました。この裸参りは、新年で何処よりも一番早い行事として、誇れることや若者の活力や元気を町に波及させることが出来ること、そして何より八郎潟町の伝統行事として、長い歴史を先人より受け継いできた由緒ある行事であると考えております。

まずは、この裸参りが継承されるということに対して、町長のご所見をいただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 だいぶ前の話になりますけども、裸参りは一日市上町青年会が主催し、以前は中嶋児童館で行われておりました。当時町内では、8つの青年会があったと記憶しておりますけども、時代の流れと共に会員も少なくなり、解散も相次いだことから、裸参りも中止になったと聞いております。

それを復活させて、これまで20数年以上継続して運営されたのが、議会の先輩でもあります、小野廣さんと畠山金美さんでございまして。

産業課の伊藤係長も一緒に携わってきましたが、両氏にはこれまでのご努力に、心から感謝しております。近年、中学生の参加も健康などを考慮し、なかなか参加出来なくなったことから、両氏からは今年限りというお話しも伺っておりました。

ただ、今年走り終わってからの懇親会では、参加された方々から来年も参加したいという声がありました。そういう声があったことを、先日有志の皆さんで立ち上げて決起集会のご案内をいただいた時には、大変私も嬉しく感じております。

議員言われるように、町の伝統行事でありますし、新年最初の行事でもあります。自主的に継続しようと新たな実行委員会が出来たことは、何よりと感じております。

1 番 小柳 聡 嬉しく思うというお言葉に、私自身も嬉しく思います。私自身も実行委員会ではございませんでしたけども、20歳から今までに裸参りを十数回走らせていただきました。

参加者の高齢化による健康懸念という見出しで、新聞ではお伝えしておりましたが、実際には他にもたくさんの理由があったのではないかなと推測しております。その一つに、資金面の問題もあるかと思っております。走ってもらう参加者に対して、ねぎらう意味も込めて、当日はご苦労さん会を開催しますが、参加者が増えれば増えるほど、懐事情は厳しくなっているのもわかりました。

また消耗品でもある、足袋やわらじなどもギリギリまで使い回している状況で、一旦新調すると、数年にわたり運営が厳しくなるといった実情もあったそうです。

来年の元旦、もう2、3週間後でございますけども、来年の元旦には若い世代が、今回の集まりで触発されて、たくさんの若者が走るという話しもございまして。また中学生からも走るという声が聞こえてきております。

ただお伝えしたように、裸参りが盛り上がって参加者が増えても、実行委員会として

運営が厳しくなるという現実がございます。そういった状況を鑑みて、志を引き継ぐべく、立ち上がる新しい体制で裸参りの伝統を引き継ごうとしてくれている、若い世代の実行委員会に対して、無理が生じないぐらいで構わないので、今以上の支援をお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 観光協会の活動経費につきましては、町からの補助金を充てていることは、ご承知のことと思います。また、これまでの裸参りには、観光協会より補助金が交付されており、今年度分についても、最終計上されております。新たな体制で引き継ぐことは、大変かと思いますが、新規装備品の必要額等については、観光協会と協議していただくことになるかと思っております。

1 番 小柳 聡 その事情は私も存じております。是非観光協会の方に、町の方からもなるべくお声掛けしていただきたいと思っております。

次の話題に移りたいと思っております。八郎潟町での酒米の可能性という項目でお話しをさせていただきたいと思っております。大潟村では、50周年記念酒として3年前にお酒を作りました。昨年は井川町でも、酒米復活と銘打って、番組とコラボをし大々的に売り出して、あっという間に完売した「桜名月」というお酒がありました。もちろんこのお酒に関しては、宣伝も含め多くの予算を使ったと思っております。ただ、実際普通はそれだけでもなかなか簡単には売れないのが現状でございます。

それでは何が良かったのかなと私なりに考えた時に、ストーリーと演出がしっかりと組み立てられていたのが、成功要因であろうと考えております。

井川町にとって酒米を作るということが「復活」という名目でお酒のストーリーができ、その酒米にも田植えから稲刈りまで番組のパーソナリティが携わることで、お酒が出来るまでのストーリーをさらに演出することに成功したと考えております。

そんな中で八郎潟町でも酒米にチャレンジしたい農家さん（法人）がおります。当町でも酒米から生産することで、一つのストーリーが出来るように考えておりますが、この酒米を作ることによって、特産品開発の一手として考えられる余地があるのかを踏まえて、これから3点お聞きしたいと思います。

来年は減反廃止など、米の補助金制度が抜本的に変わりますけれども、お米から酒米への転作による交付金措置などはありますでしょうか。

町長 畠山菊夫 本町においても、清酒「八郎潟」を隣町の酒造会社で醸造をさせていただいた経緯がありましたが、販売実績が伸びず、継続出来なかった事は残念に思っております。

酒米についての交付金についてですが、国の制度では主食用米としての扱いと、転作扱いの新規需要米に区分されております。30年産米からは主食用米への交付金措置は廃止となり、現時点に於いては新規需要米への交付金措置は有りません。

1 番 小柳 聡 はい、予想した答えでもあったんですけども、それでは、酒米への新たな挑戦を町として単独助成する考えはあるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 どのような方々の構成により、生産、醸造、販売をされるのか、詳しい内容が判らない状況ですが、考え方を少し述べたいと思っております。

議員の提唱では、生産からのストーリー性及び特産品としての支援とありますが、米政策の観点からは、現時点での酒米生産に対しての助成は有りません。

しかしながら、特産品として取り上げるならば、町観光協会とも協議をしていく必要があると考えております。

1 番 小柳 聡 次の質問で、特産品として売り出す可能性はあるのか、というところをお伺いしたかったんですけども、今ご提案いただいたように、それに加えて今後こういったお酒を造っていくとしたらですね、例えばふるさと納税の返礼品に使ったりも出来るかと思っております。そこら辺も含めてもう一度よろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫 特産品開発は必要と考えております。

取組主体がどのようになるのか、1個人1法人のみの取組みでは、町としての支援は難しいと考えております。酒米研究会を立ち上げる等、生産、醸造、販売について検討していただき、特産品として町観光協会と共に育てていくこ事を協議していただければ何らかの形で、町としての支援は出来るのではないかと考えております。

1 番 小柳 聡 はい、有り難うございます。1 個人 1 法人ではというところは、確認いたしました。私自身も、チャレンジしたい農家さんというのは農業法人の方でございます。今後こういった動きに持っていけるように、もう少し関係各位をちょっと回ってみたいと思います。その際にはまた改めて質問させていただきと思います。また、小学校についても引き続き取り上げてまいりたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1 番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、6 番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

6 番 北嶋賢子 済みません、写真撮るのでマスク取らせていただきます。
議席番号 6、日本共産党の北嶋賢子です。3 件の通告をさせていただきました。早 1 2 月、また一年の締めくくりが来ました。私の生まれた故郷に、誇りがいっぱいあることを再認識した年でもありました。塞ノ神の栗林の奥にある祠は何かと、田んぼアートに来たお客様に聞かれました。祠の馬頭観音に旧暦の 5 月の節句には、牛を連れた父の後を笹餅を持ってお参りに来たこと、そして冬でも北風が来ないこと、春早く花が咲くこと、浦城のこと、副川神社のこと、一人締めしていた畑からの景色も、今は田んぼアートにたくさんの人々が来てもらえていること、なかには、浦大町の浦はどんな浦と書くんだというお客さんもいました。さんずいだからと言いますと、だったら昔は入り江だったのかな、このように言いました。大昔は入り江だったそうです。こんな話もしました。そして、集落の奥には薬草の三つ葉黄連の沢があります。黄連の根っこには、貝殻が付いていた話も話題になりました。田んぼアートに来た人々から故郷の良さを再認識した年でもありました。

私は議会活動するまでは、環境庁の自然観察調査に参加をしていました。地域の動植物の把握はしているつもりでしたが、塞ノ神公園にねじ花の群落があるのを、今年初めて知りました。草が伸びすぎてわかった群落でした。田んぼアートのように、人々が訪れるきっかけを作ったから、十万人もの人々が訪れるようになりました。その一人一人が私の宝物になりました。

そこで質問の 1 番の商店街の活性化に入ります。はちらぼという人々の来るきっかけを作った訳ですから、もっと人々に来てもらえるようにするには、はちらぼオープンを機会に、間口をきれいにリフォームしようとする店主もいると思います。そしてシャッターの降りている旧店舗の借主には、家賃の助成が出来ないものかどうか、これが一つ目でございます。二つ目は、女性議員を増やすためにはと題しました。他の村を羨む

訳ではございませんが大潟村には 3 人の女性議員がおります。共にブナを植えたり、JA の女性部活動をしてきた方達です。よく知っている女性達です。彼女達には、日頃から圧倒されています。今後半分を女性にすると意気込んでいます。この先意欲ある女性の進出に伴い、産前産後や、育児などの環境整備を整えたら若い女性議員も誕生すると思うのですが、いかがなものでしょうか。三つ目として、浦大町の排水路整備の進捗はと題しました。

想定外と言われるような自然災害が多発し、今年も心配された大雨が 2 度ありました。大事なかったのは、未だ完成ではないと言われている砂防ダムのおかげもあると思っております。新年度に入ったら、工事が再開されるであろうと思っていましたら、測量のピンクのリボンが付けられたまま、このままでは年を越しそうです。集落から降りてくる水量は大変なものです。そのために、盪沢の方からくる水も吐けなくて水路からあふれてしまいます。進捗状況がどのようになっているのか、知りたいと思います。よろしく願いいたします。

町長 島山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。
まちづくりと商店街の活性化を図るため、国の交付金事業により、まちづくり活動センターを建築いたしました。

町広報 1 2 月号に、はちらぼハウス・はちらぼ商店のオープン及び商店街振興会と合同でワクワクセール、スタンプラリー開催のリーフレットを折り込んでおります。今後も町民の皆さんが集い、愛される施設で有り続けるため、お客様要望を大切にすることをモットーとし、商店街振興会及び商工会と共に活性化対策を模索して参ります。

ご質問の店舗リフォーム補助等については、現在、空き家対策等を総合的に検討中であり、

次に、女性議員を増やすために、というご質問ですが、国や自治体の議員に労働基準法は適用されず、同法に基づく産休や育児休暇の制度もないのが実態です。

内閣府の調べでは、都道府県と政令市の議会は全て独自に「産休」規程を備えているが、市区町村では全ての議会で規定を整備しているわけではない、ということでありませう。

女性議員であっても、妊娠や出産は基本的人権であり、職業によって制限されることは好ましくないと考えております。

本町の産前・産後や育児等の環境については、規定のある自治体を参考に、今後、議会議員の皆様とご相談しながら、規定の整備を検討して参りたいと考えております。

次に、浦大町排水路整備についてですが、幹線排水路につきましては、現在、第5分団詰所脇水路から上流に向けて詳細設計を実施しております。今後は、浦大町地区ほ場整備事業の進捗状況を踏まえながら、下流から着手して参ります。

副川神社脇の県営治山事業につきましては、今年度は工事を行わない旨、県より町内会長及び地権者等に連絡しておりましたが、本年の度重なる大雨災害の影響により、平成30年度からの工事再開も未定となっております。

残工事は、28年度に施工したダムの約7メートル低い位置に砂防ダム1基、水路工建設の計画となっております。

6番 北嶋賢子 1番の商店の方の活性化というのは、予想はしてなかったけども、していた答弁でした。あと2番は、私も仕事しながら子供を産んで、そして保育園で、会社で初めて産前・産後の休暇をとって子供を産み育てて来ました。やっぱりこれからも女の人が出て来ると思うんですよ、ですからやっぱりこれは他の市町村と話し合っ、議員さんの皆さんとも話し合わなければならないでしょうけども、決めていって欲しいと思います。

これはやっぱり若い女の人達が出てくる可能性が十分にある訳ですから、これからも必要だと思います。

そして、砂防ダムですけれど、改選があつて私も委員会が変わりました。そして前の委員会の時に、砂防ダム見に行こうと言つたら、まだ継続な工事だから、だめだと言われて見に行くのあきらめた訳なんですけども、途中で止めるんじゃないかと、これからも続けて欲しいと思います。そして今、下流の方から整備してくると言われましたけども、下流の方から来るの待つたら、やっぱりもう一回建設課関係の方で調べてもらつて、実際に大変な所だから、大変だからおそらくきれいにリボン付いていると思うんですよ、そのリボン付けてる所を、建設課関係の方達からもう一回見ていただきたいと思います。

それから、この間のはちらぼのオープンの初日でしたけれども、大変な賑わいでした。

お祝いにデコレーションケーキを買つて帰りました。棚からばた餅だということで、孫が大喜びでした。コージコーナーのケーキをよく買うんですけども、それよりもとてもおいしいケーキでしたので、皆さんもどうぞ買い求めてください。欲を言えばパン屋さんに、「はちらぼ」という焼き饅があつて、そしてパンに「はちらぼ」という焼き饅の印が付けば、これもまた宣伝になると思います。

シャッターが降りている旧店舗の助成のことを話しましたが、やっぱり今の状態では、はちパルでやっているのも毎月やっているんだけども、段々頭打ちになってきました、来る人達が、だからこの後もまた、はちらぼもその危険性はあると思うんです。ですから少しでも町の中に買い物客を呼ぶにはどうしたら良いか、私なら何としようかと考えて見たら、思い切つたのはコインランドリーでした。いつも小池にある時は、利用してたんですけども、今は湧上まで行きます。もう混んで、そう簡単には出来ない状態です。ですから、湧上に行った時に、夏に熊本のナンバーの車が来ていましたけれども、私らも旅行すると、3日目にはランドリーを捜します。ですからやっぱりコインランドリーがあれば、今朝もテレビでやりましたけれど、これがあれば待ち時間ではちらぼに行つて買物をするとか、そういうことも出来ると思いますので、どうぞ考えてみて下さい。一応要望として話をしました。終わります。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、10番 金一義君の一般質問を行います。

10番 金一義 最後の質問です。お疲れのところでしょうけども、どうか暫時お付き合いいただければ有り難いと思います。

第一問目として、皆様もご承知のように、ここに魁の記者さんも来ておりますけどもつい最近まで、熊の出没の記事が載つておりました。それで、本町でも熊対策をどのようにされているのかを質問させていただきます。

近年の鳥獣の被害に対する考え方はとして、近年、熊、イノシシ等による被害は熊等

に襲われて死傷者が出る人的な被害の他、農作物被害額は全国では230億円にも上るそうです。これによって営農意欲の減退も引き起こしておりますが、わが町でも例年になく、熊の目撃情報も多く、また捕獲される頭数も多く例外ではありません。

これら鳥獣の被害の原因は高齢化や人口の減少により、かつて耕して人と動物との緩衝地帯であった里山が減少し、動物が簡単に人里に出してしまう事に原因があるかと思えます。したがって、人里に町に生息域を急激に広げ、今やその影を私達のすぐ側まで忍び寄っています。県内では今年、熊を巡る様々な数字が塗り替えられております。

10月末までに、県警に寄せられた目撃件数は、1,258件と昨年の827件を大きく上回っており、それにつれての有害駆除数も、10月末まで697頭とあります。

五城目署管内での、29年4月から11月10日までの熊目撃に関する把握状況によると、58件が把握されたと記録として残っている数字だそうです。その数字の中には、食害・車と衝突等が含まれておりますが、今年を振り返って見ますと、毎日のようにマスコミに熊の目撃や事故等の報道がされておりました。この12月県議会でも、一般質問に熊被害の防止策を質問された議員がおりますが、県側の答弁を把握されているかと思えますが、わが町での対策等を真剣に検討されるべきと思えます。これを踏まえ、今後町民への被害防止策を、どのように考えているのかを、お知らせいただければ有り難いと思えます。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害が全国的なものであることは、新聞やテレビ等のマスメディア情報により、ご確認のことと思えます。本町に於きましても、例年4月から12月に懸け、ツキノワグマの出没があり、農作業中の遭遇、農道や民家付近での出没が見受けられております。

幸いにも、人的被害は有りませんでした。危険性が有り、被害防止に努めて参ります。昨年2月に策定いたしました、「八郎潟町鳥獣被害防止計画」では、取組方針として、一つ目、関係機関との連携、二つ目、パトロールや広報活動により注意喚起及び事故等の未然防止、三つ目、効果的な捕獲、四つ目、緩衝帯の設置や廃棄農作物の管理、五つ目、被害防止への意識啓発、に努める事としております。

10番 金一義 いまお話しされたこのパトロール云々と、こういうものの関係者は、どなたが参加する予定でいるのか、そこら辺お知らせください。

産業課長 加藤貞憲 パトロールの実施についてであります。これは担当課であります産業課となります。

10番 金一義 そうすると、これは役場職員の方々がこういう事を、いま出された事を担当されるということでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 これにつきましては、役場の産業課が担当することになります。また警察への通報によりまして、警察もその時には独自にパトロールを実施しているようであります。

10番 金一義 そうすると、いま述べられた五つの項目ございまして、この項目に当てはまるような仕組みというのは、役場職員の方、大変ご苦労様ですけれども4月から少なくとも10月までの期間中でありまして、その期間中、朝早くなのか、夕方なのかそこら辺の公務の中での巡回指導なのか、そこら辺が非常に職員の方々には、困難を極めると言うんですけども、時間的と日数はどれ位予定しておるものですか。

産業課長 加藤貞憲 時間についてですけれども、熊被害の場合ですけれども、勤務時間外が多いことは確かです。それと、時間については本町は防災行政無線がございまして、急な注意喚起等は、防災行政無線で行っておりますので、パトロールをいましてすぐ行なわなければいけないという場合には、先に防災行政無線で叫んでからという取り決めしております。

10番 金一義 そうすると、変な突っ込み方で申し訳ないですけども、皆さん産業課の方々にはパトロール云々とありますけれども、この熊というひとつの猛獣に対する備えというんですか、心構えというんですか、どういう心構えを持って、公道をパトロールするのは違って山間部の場所をパトロールするのだと私考えていますけれども、その辺の立ち回りという

んですか、予備知識ですか、そういう形はどういう形でなさっておるんですか。

産業課長 加藤貞憲 まず、備え被害の関係ですけれども、熊は夜行性ですので、まず我々動くのは明るくなってから活動する訳ですので、遭遇することは無いだろうという感覚ではおりますけれども、注意しながら対応はしているつもりでございます。以上です。

10番 金一義 ちょっとわからないことがあるんですけども、ようするにパトロールということは、その危険地帯をパトロールするのがパトロールだと思うんですよ、ようするに出そうな場所とか、居そうな場所というか、だからそういうことが往々にしてあると思うんですけども、もう一度そこら辺をお聞きしますが、さっき町長さんが緩衝地帯云々でございますけれども、我が町の場合は、熊被害出てるんですけども、どこら辺を緩衝地帯として認定されているものか、そこら辺も合わせてお願いします。

産業課長 加藤貞憲 確かにパトロールの時には、実際に熊の足跡がある畑等に行っております。そしてその畑の持ち主、また近隣の方、それから町内会長さんに現場近くに来てもらって、実際に足跡がこのようになって、山の方に向かってるということなので、とにかく暗くなった場合には必ず家に入っていただくということで、お願いしたりもしております。また、緩衝地帯の件でございますが、いわゆる里山ということでございます。わかりやすく言いますと、例えば浦大町であれば、常福院さんから副川神社さん、あそこら辺の入り口の辺りの山の入り口について、ある程度下刈りをするとか、そのような考え方が緩衝地帯の設置となると考えております。

10番 金一義 先程、県の方の県会議員の熊被害の防止策は、と質問された議員がおりますけれども、知事さんの答弁というのは、把握しておるのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 県でもツキノワグマの被害に関しまして、新たに被害防止対策を設けているということで、答弁をしていることは承知しております。

10番 金一義 知事の答弁がでございます。知事の答弁によりますと、電気柵や緩衝帯は、安全確保が求められる県有施設で、来春の熊出没が多くなる時期に併せて設置したいと、これは県の県議会の県有地ということですので、市町村に対しても、設置を要請したほか、県の水と緑の森づくり税を活用して云々と、藪の刈り払いを進めると、有害捕獲許可権限の市町村への移譲を進める云々でございます。こういう水と緑の森づくり税を活用してと知事さんがおっしゃっておりますけれども、こういうものを活用して電気柵云々とあるんですけども、そこまで考える必要があるのかどうか、そこら辺、当局はどう思っているのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 いま、金議員さん話しされたとおり、実はこの後の質問でもこの件について、町長答弁する予定になっておりますけれども、ちょっとそこら辺については、私からは申しませんけれども、ただ電気柵につきましては、この近隣町村で電気柵を使っているのは、確か五城目町さんで使ってる方がいるということは、伺っておりますが、本町で電気柵使ってる方はおりませんので、なかなかそこら辺、補助事業等活用しなければ出来ないことだと思っております。また水と緑の森づくり税に関して、その電気柵を用いるという考え方については、やはり山間部に近い、学校施設については優先的にそれを行いたいという考えでありますので、それについて、うちの方でもそういう施設があれば、検討したいと考えております。

10番 金一義 まず一問目はこれで終わりますけれども、今年は、いままで生存してなかった大潟村、それから男鹿市、そういう地域まで熊が出没していると、熊に対する危機感が非常に強い訳ですけれども、県内の熊の死傷者は20人程9月以降もあると新聞に載っております。この小さな八郎潟町でも、熊の被害が徐々に拡大していることで、今回の熊ということで取り上げてみました。

次、二つ目の問題として、狩猟免許取得に町独自の補助制度の考えは、ということでも質問させていただきます。いま国でも昨今の被害を受けて、平成25年12月には、環境省と農水省が連携し、特に被害が大きいニホンジカやイノシシの生息数を、10年後に半減する目標を設定しております。また環境省では、平成26年度に鳥獣保護法を改正し、自治体が行う捕獲事業の支援を開始し、捕獲を行う事業者の認定制度を創設する

など、「捕獲対策の強化」と「捕獲の担い手の育成・確保」に取り組んでいます。

秋田県では、平成29年9月15日より、ツキノワグマ被害防止対策事業を施行しました。事業の中身は、有害鳥獣捕獲業務の担い手の育成、確保をするために新規に第一種狩猟免許取得した者に対しての、補助事業です。

熊やイノシシなどの、野生鳥獣の生息域が拡大して社会問題化するなか、駆除などの担い手となる狩猟者の減少を食い止めようと、県内の自治体でも狩猟免許取得などにかかる費用を補助する動きが広がっています。

わが町の狩猟免許取得者は現在、一種免許取得者が5名とわな猟が1名で、年齢も高齢化が進んで、このままだと数年で狩猟免許者が0になりはしないかと、懸念されています。県でも現在の状況に危機感を抱き、補助制度や試験日の開催日を、土・日にするなど回数も年3回から4回に増やしたりしております。

これらの現状を鑑み、わが町でも狩猟に興味のある人口を一人でも増やすためにも、狩猟免許取得などにかかる費用の補助の制度を必要と考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、29年度のわが町の熊の捕獲頭数は、7頭だそうでございます。よろしくお願いいたします。

町長 島山菊夫 このことにつきましては、9月定例会の総務産業常任委員会要望として、確認はしております。

先程も申しました「八郎潟町鳥獣被害防止計画」に於いては、捕獲業務に関しては八郎潟町猟友会へ委託しております。

しかしながら、議員言われるとおり、会員の高齢化や通勤等による、会員及び出勤人員の不足が顕著な実態であります。

秋田県では今年、狩猟免許等取得補助金事業を策定し、狩猟免許等取得・散弾銃購入・ライフル銃購入の各支援事業を実施しております。

町としては、現在検討中ではありますが、県の支援事業での補助金額を参考として、検討を進めて参ります。

10番 金一義 いまこの件については、五城目町も補助を設けたそうでございます。県内でも各自治体が補助制度を設けて、免許取得者を絶やささないような形に取り組んでいるところがあります。

五城目の場合は話しによると、この制度を利用したら、補助金制度ということですから、5人の方の申し込みがあったそうです。全てお金という訳ではないですけども、私狩猟免許取得者ではないですけども、いろんなこまいお金がかかります。そんなことで県でも補助金制度を設けておりますので、どうしても狩猟される方を増やすために、これはもちろん興味のない方だとなかなか危険なもので、また免許取得すると、警察の方にも身元身辺ですとか非常にうるさくされるというのがありますけども、若い人達がこういうものに興味をもつために、もっている方も影にはおるそうなんですよ、だけどお金がかかるのでね、と言うような話しが、それこそ、うちの方の免許取得者の方に取材したら、そういう話しがありました。是非、町の方でもこういう制度を取り上げてくだされば、我々も今後頑張りたいという話しがありましたので、このお題を取り上げたので、どうか町長さんもおしゃったように、出来るだけ新年度当たりにと申して12月議会に出してるんですけども、そういう形では是非町民にアピールするためにも、狩猟者を増やすためにも、いま年齢を聞いてみたら、5人のうち68歳が一人で、あと皆70歳以上だそうですよ、68歳というのは弁天球場の真向かいなんですけども、あと皆さん

70で、自分もあともう3年で止めるという話しをしておりますので、その間に是非この制度を確立して欲しいなとおっしゃってございましたので、その確認の意味でもう一度お願いします。

町長 島山菊夫 確かにいま、猟友会の皆さん年間の維持費大部かかっております。そしてまた管理も大変だというお話しは伺っております。先程も言いましたとおり、猟友会のメンバーが足りなくなれば、こういう対策も出来ない訳ですので、しっかりこの後、3月の予算計上に向かって検討して参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

10番 金一義 明るい話しを聞いて、本当に、今度会って話しておきます。是非そういうことでお願いします。

次、三つ目ですけども、これはひとつ要望ということで、話しさせていただきます。ドローン活用の鳥獣対策を考えては、ということでお話しさせていただきます。

全国の農村地域では、鳥獣害対策に割く人材の確保にも限界があり、その被害と対応に四苦八苦しているのが現状であります。近年では、ドローン型ロボットやGPSなどの技術を駆使した鳥獣害対策が注目を集めています。一例として、神奈川県では、全球測位システム（GPS）で猿の群れの一つを把握し、人里に下りてきたニホンザルをドローンで威嚇して、山林に追い返すシステムを安曇野市の無線機器製造会社「サーキットデザイン」が横浜市の電子機器商社と共同で開発しているそうです。

このようにドローンと最新の技術で、野生動物の行動・追跡する民間の企業もありますが、これに要する費用は一回20万円もするので、単純に生息数を調べるにはいいかもしれないですが、長期間の監視には不向きであります。

その一方でドローンそのものは、価格も安くなり、10数万円程度から販売されています。また、草木の隙間に隠れていても、可視光カメラでは見ることができない動物も、赤外線サーモグラフィカメラで発見可能となりますが、カメラそのものは数万円で購入できます。よって、当初は研究的な事業となりますが、町で機器を購入し、操縦者を育成して熊などの行動を監視する制度を立ち上げることを提案します。よろしくお願ひします。

町長 島山菊夫 先月の30日に、全市町村を対象とした「新たなツキノワグマの被害防止対策に関する説明会」が開催され、担当職員が出席しております。

説明会では、今後新たに取り組むべき被害防止対策として、①ゾーニング管理により、県や町、住民等が役割分担をしながら管理する仕組みの追加、②有害鳥獣捕獲許可権限の市町村移譲されている鳥獣に熊を追加、③出没しにくい緩衝帯の設置や電気柵の設置の推進等が、これまでの対策に加えて、被害防止対策を進めて行くとしております。

議員提案の、「ドローン活用」については、現時点では秋田県においても、被害防止対策としての組み入れをしていないことから、獣類の被害防除としては、いまのところ考えておりません。

10番 金一義 これなんで取り上げたかという、ある時わたしテレビみておったんですよ、そして秋田県の国学館、なんかこのドローン大会があって、国学館高校が優勝したようですけれども。その中で熊の監視があって、どこそこ熊がいるよとあって、どこでもみて歩く、こっちにも跡あるよと、そういう形の大会があったようです。その日にち、ちょっと忘れちゃったけれども、それであつと思いつきまして、こういう提案したところであつて、先程、産業課長さんも話しされてましたけれども、彼ら達も大変苦労されて、パトロール云々ということですから、打って付けの形でこういう機器をいち早く取り上げていたら、また八郎瀧が推進上位に立って、それこそ新聞等を賑わすんじゃないかなという感じで、たいしたお金もかかる訳ではないので、税金、公金だから、そういうことは言われたいんですけども、こういうのも一つの対策なのかなということ提案してみましたので、これに対して。

町長 島山菊夫 私もドローンについて、ちょっと勉強不足で、電波どの位届くのかちょっとわかりません。どの範囲で熊対策、感知できるのかちょっとわかりませんが、いろいろ熊、カモシカ、あるいは鳥とか猿、分かれた被害がありますけれども、どれに活用できるかというのが、私も勉強不足でわかりませんが、ドローンについては、いまちょっと答えられないのが現状です。

10番 金一義 おそらくこれは、県の方に聞けば大会あった時はわかると思います。いずれテレビのニュースで放送していたのを聞いて取り上げてみました。さっき課長さんがおっしゃったようにパトロールで住民の方々と歩いているご苦労を考えると、こういう施策をいち早く取り入れて、まあ不安なことも十分ありますけれども、アフターケアがあれば気苦労もなくなるのかなと。あと高岡山麓は、ほとんどあの通り草を刈っておいても、それでも尚かつ、去年あたりは熊の捕獲頭数も一昨年よりもずっと多い訳ですよ、いかにどれ位の頭数になってきているかわからないですけども、いずれ少なくなるってことはないんじゃないかなと感じております。まず人的な被害は、さっき言ったように八郎瀧町はないんですけども、今度、国道横断とかなると、車の衝突という被害もあるかと思えます。これ余談な話しになりますけれども、結局、古い墓地にミツバチの巣があるようなところだと、結構いたずらしたりということをお盆前にその話しを聞きました。

ようするに、昔の墓地が浦大町の上の方にあるんですけども、そこら辺まで熊が降りてきて、ミツバチの巣を組んでいるような場所を、墓石までは倒せなかったようですけれども、そういうことがあったということで、話しはありました。やっぱり広域的な感覚

で、八郎潟の熊、五城目の熊という訳でないので、彼らもどこまでも移動するでしょうから、その辺まず熊対策として捕らえて考えていただければ有り難いと思ひまして取り上げてみました。

じゃあ次の質問に入ります。四つ目として、人口増加対策実施の現状はということですが、何人もの皆さんからも上がっておりますけども、またもう一度別の観点から話しさせていただきます。

人口減少に歯止めをかけ、人口を安定させていくことを目指していくためには、確定的な効果が見込まれる特定の施策が見出されない中で、子育てしやすく、暮らしやすく、学びやすく、そして働きやすい総合的に魅力ある、人々に選ばれる土地として持続的に発展することが基本であります。このことが一番大切なことだと考えます。

人口減少時代の中で、国内外から交流人口を増加させて地域経済を活性化している北海道ニセコ町、長野県小布施町、徳島県神山町、上勝町、また独特な地域経済活性化策で人口減少を止めた島根県海士町等、まだまだ沢山あります。

これらの町に共通しているのは、地域にないものを作り出すために、国からの補助金を獲得するのではなく、自分たちの地域にあるものを資源として、最大限活かす知恵と工夫で成功しております。

人口減少時代には、いかにして、交流人口を増やすことが大切で、これには無限大の可能性があらうかと思ひます。

ここに共同通信社における移住相談・住宅・就業支援等の自治体アンケート調査がありますが、全国の市区町村で、人口増加に向けた移住や転入の促進策があるのは、78.3%に達するとあります。

具体的な施策は「都市部でのPRや相談窓口の設置」が62.6%と多くの自治体に取り組んでいる様子が伺えます。

岩手県葛巻町は、子育て世帯向けの住宅を用意し、移住者の背中を押しています。県内では、88%に当たる22市町村が人口増加に向けた移住相談、住宅確保などに取り組んでいると回答しており、その割合は全国平均を9.7ポイント上回り、人口減の危機意識が伺えるとあります。

このアンケートに、わが八郎潟町はこの時点では「検討している」と答えていますが、いまだどのような内容を検討中かお知らせください。

またその取り組み内容では、「都市部でのPRや相談窓口の設置」が20自治体と多く、次に多い取り組みが「移住者への住居提供」と就業・開業支援」で17自治体、「移住体験ツアー」16自治体と、大潟村は移住者が多世代同居を目的に住宅を増改築した工事費を10%（上限80万円）補助する制度を設けてるとあります。

これによって、八峰町では空き家改築事業で整備した住居に移住者が入り成果を感じているとありますが、これに対するわが八郎潟町は、検討中ということですので、答弁をお願いいたします。

町長 畠山菊夫 いまだ検討中ということになりますけども、移住・定住関連施策費用を平成30年度の当初予算に盛り込むこととしております。

空き家取得、空き家リフォーム、子育て世代への特別補助率、などを考えておりますが、詳細については検討中ということで、ご理解いただきたいと思います。

10番 金一義 30年度、来年ということだそうですが、いずれ、いま言ったように県内のアンケート結果では、結構な自治体がこれに取り組んでおります。井川町は考えていないという話があったようですが、そこら辺を考えながら、わが町としても交流人口を増やすためにはどうするかというと、大きな問題かと考えます。いろんな資料見ても、定住人口というのはそんな簡単に増えないんだと、これを町がどうするかということは、

成功するのはほとんど交流人口を増やして、前にたくさんの議員がおっしゃったように、交流人口を増やすような施策に取り組んでいるのが、一番の成功例として、これによ

てそこに定住が増えてくる、そういう形で、最初から定住じゃなくて、ようするに呼び込んで、こういう魅力があるんだよということをしながらか、八峰町もそうですけども、

結局そういう形で定住を増やす、やっぱり我々これからも交流人口をどうやって増やすのかなということを考えながらいきたいと思ひますので、そこら辺よろしく願ひします。

次、最後の質問に入らせていただきます。

地域活性化対策に対しての専門職員の配置についての考えはということです。

これからの時代は、特に八郎潟町が持っている自然、文化、環境、健康と心地よさの

学びの資源に磨きをかけ、それらを「見える化・魅せる化」にすることによって認知度と交流人口を拡大することが大きな目標と活動が必要だと思います。

そのためにも、今後ますます多様化するニーズに答えるためにも、専門的な知識や経験が求められると思います。それに答えるためにも、窓口を一本化し情熱と専門性を考慮した職員の配置を検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。

町長 島山菊夫 議員ご指摘のように、地域活性化の重要性は年ごとに増しております。窓口の一本化は、問い合わせをする町外の方からみれば利便性が高いので、今後検討して参ります。

専門職員の配置につきましては、当面の間、考えておりませんが、地域活性化に対する知識を有する関係機関の皆さんからの助言を取り入れながら、対処して参りたいと思っております。

10番 金一義 なぜこれを取り上げましたかと言うと、ここにも資料あるんですけども、長野県売木村というのがあるそうです。ここ人口600人位だそうで、800m位の高地にあるらしいので、ここを「走る村うるぎプロジェクト」なるものを進め、その高地である地形を利用して、トレーニングに向いていることから、合宿の地として発信した結果、ここに小さい600人の村に、観光課というのがあるんですよ、そこに合宿した学生は年間2,000人の方々が合宿されてるそうです。ほかにも有名な市民ランナー等が来て練習されて、町では7コースを設置して、トラックなども対応されているようです。これを見て、私思ったんですけども、これも一人の方が真剣に取り組んで、マラソンランナーだった方だそうなんですけども、その村が適しているということで、彼も走ってやったそうなんですけどもね、それでこういう形でいま600人の人口の中に、年間学生だけで2,000人ですよ、一般の方も入れると数千人の方々がここに来てトレーニングをしているということがわかりました。

簡単には思い入れは出来ないことなんですけども、もう一つ、一例を上げますと、今年の夏ですけども、町の方へある方が田んぼアートの場所何処だ、と聞きに来たそうです。そしたらその方は写真家だったんですけども、滝を撮る写真家だったようです。

それで話し聞いたら、1階に行って聞いたら、ちょうど私、その方と会って話したら、何だお前たちの町は、と変な話しされたんですけども、担当課の方ということで3階まで上がらせたそうなんです。そういうのを聞いて、やっぱりその時はちょっと憤慨したんですけど、その時の事情でそうなったんでしょうけども、やっぱりよそから来る

お客さんには対処の仕方があるんじゃないかと、で私滝を撮ってるんで、小さい滝だけでもと言って、高岡山の影の滝の所に連れて行って写真を撮らせたんですけども、彼は

カレンダーに使いたいと言うことだったので、その後返事はないんですけども、町の対外的なお客さんに対するものと、町そのものに対する専門的な、われわれがすぐ相談出来るような部署があれば、いろんなプロジェクトがあるんですけども、そういう形でそれを窓口にして、いろんな前進ができるのであればなということで、専門的な課を設けていただければ、ということで、その方は負担かかるでしょうけども、八郎瀧町にもたくさんいろんなプロジェクトもやっておりますので、そういうものをがっくるめた形で、この売木の場合は観光課ということで、600人足らずの人口の中で、どの位の職員がいるかわからないんですけども、そこで担当は観光課ということで、私もびっくりしてこれを取り上げた次第でございます。まず、それに連れて職員の数が増える可能性はあると思いますけども、それは増えた段階でも、町民達はそういう形で町が発展するのであれば、誰も反対する人はいないと思いますので、どうか町が前進するためにも、これ提案ですけども、どうか意向なさって検討していただければ有り難いです。

どうも有り難うございました。これで終わらせていただきます。

議長 村井 剛 これにて、一般質問を終わります。
これより各常任委員会を開いていただきます。

なお最終日は15日ではありますが、午後3時から本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時6分)

平成29年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 平成29年12月15日（金）

議長 村井 剛 只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
なお、小柳保健課長から病気療養のため、欠席の届け出がありました。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 村井 剛 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番 北嶋賢子です。委員長さんに二点だけ質問したいと思います。
一点は、最後の請願・陳情でありますけれども、請願・陳情というのは、私はこれはなんとしてもだめだから、良い方向にやってくださいという陳情だからということで、基本的には採択するもんだなと思ってこれまでやってきました。
それでその結果、消費税を10%に増税することを国に求める意見書採択の陳情が、全員一致によって不採択となっておりますけれども、賛成する人いなかったのか、そこら辺の経過をお知らせいただきたいと思います。
もう一つは、子供達のことだからと思って、教育課の方に質問しましたら、農業関係だから農業委員会の方だから、総務産業委員会になるんじゃないかと言われましたので、それで話題になったのか、ならなかったのか、それをお聞きしたいと思います。と言うのは、家で田植えと収穫を子供達がいまやっております。そして今日最後のごはん炊く日だと言って、ご飯釜を持って行きました。そして、あとそれで田植え、稲刈りやめるといって最後のご飯炊きになりますとあって、家の嫁さんがご飯釜を持って行って帰ってきました。ですからやっぱり子供達が田植えして稲刈りをして、その経験をいままですとやって来たんだから、いま止めてしまったら、また企画するのは大変じゃないかと思うんです、そこら辺が話題になったか、ならなかったか教えていただきたいです。陳情書のこと。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 まず最初に、受理番号8番の請願・陳情ということでございますが、これは各々の採決の結果でございます。それで特に意見交換はしておりませんので、この点をご了承願いたいと思います。それからもう一つ、農業委員会のことについては、当委員会では審議されておられません。以上です。

議長 村井 剛 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

- 議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
なお討論は、反対討論から行いますので討論がある場合は、挙手の上、反対、賛成を述べた上で、議長の許可を得てからお願いいたします。
日程第2、議案第52号 八郎潟町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第53号 八郎潟町奨学基金条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第53号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第54号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第54号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、議案第55号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第55号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、議案第56号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第56号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第57号 八郎潟町教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第57号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第58号 平成29年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第58号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第59号 平成29年度八郎潟町国民健康保健特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第59号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第60号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第60号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第61号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第61号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第62号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第62号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第13、請願・陳情について、討論、採決を行います。受理番号第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情、について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第8号について、委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって受理番号第8号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第10号 国民健康保健都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第11号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第12号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願、について討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

議長 村井 剛 再開いたします。
次に、委員会提出議案第7号から第11号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。この追加日程につきましては、付託された常任委員会毎に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。始めに、総務産業常任委員会に付託された議案について審議いたします。
委員会提出議案第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情、についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 地球から核兵器をなくすことは、私達の願いです。2017年7月、国連は122カ国の賛成多数で核兵器禁止条約を採択いたしました。しかし、広島、長崎での被爆者は、唯一の生存被爆国である日本政府が、この条約に反対していることは、残念に思います。核兵器を禁止することは、世界の趨勢となり、多数の国の共通認識となっています。以上により政府に対して、核兵器禁止条約に署名・批准することを求めることから、意見書を提出するものです。

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。平成29年12月15日、提出者議員 伊藤敦朗 賛成者議員 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、この際討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって委員会提出議案第7号は、可決と決定いたします。
次に、委員会提出議案第10号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第10号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 通常国会で主要農作物種子法廃止法が成立しました。種子法の廃止で、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ農家は特許料を払わなければ、種子を使えなくなることが、強く懸念されています。以上により、都道府県の取り組みが後退することのないよう、予算措置等の確保を行うこと、及び地域の共有財産である種子を民間に委ねることのないよう対策を講じることを求めることから、意見書を提出するものです。

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条により提出します。平成29年12月15日 提出者議員 伊藤敦朗 賛成者議員 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、この際討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって委員会提出議案第10号は、可決と決定いたします。
次に、委員会提出議案第11号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願、を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第11号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。
八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗
提案理由 平成22年に始まった農業者戸別所得補償制度は、生産調整の実効性確保と直接支払い交付金により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成26年産米から10aあたり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。

以上の趣旨から、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求めることから、意見書を提出するものです。

地方自治法第99条の規定の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条の規定により提出します。平成29年12月15日 提出者議員 伊藤敦朗 賛成者議員 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、この際討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって委員会提出議案第11号は、可決と決定いたしました。
次に、教育民生常任委員会に付託された議案について、審議いたします。
委員会提出議案第8号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書、についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第8号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 介護保険の見直しが行われましたが、サービスの削減、負担増一辺倒の見直しでは、高齢者の生活を守り支えることは出来ません。介護を担う職員が自ら専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。このことから、生活援助を始めとする介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと、必要なサービスを受けられるよう、制度を抜本的に見直すこと、介護報酬を大幅に引き上げること、介護従事者の処遇を大幅に改善し、確保対策の強化を急ぐこと、以上を実現するために、政府の責任で必要な財源を確保し、社会保障費の削減を中止することをもとめることから、意見書を提出するものであります。

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条の規定によ

り提出します。平成29年12月15日 提出者議員 加藤千代美 賛成者議員 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿 厚生労働大臣 加藤勝信殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、この際討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって委員会提出議案第8号は、可決と決定いたしました。
次に、委員会提出議案第9号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書、についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 委員会提出議案第9号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 教育民生常任委員長 加藤千代美

提案理由 2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化に向けて、秋田県でも制度設計の検討が進められておりますが、第1回目の保険料試算では、12市町村で保険料が引き上がる結果となっております。しかし2回目の試算内容は未だ公表されておりません。未だ具体的な数字が出されず、何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることに対して、事業費給付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること、2018年度以降も現在以上に保険料を上げないこと、払える保険料にすること、一般会計法定外繰入、保険料決定など市町村における独自の権限を侵害しないこと、準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること、国に対し国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めることから、意見書を提出するものであります。

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書(案)を会議規則第14条の規定により提出します。平成29年12月15日 提出者議員 加藤千代美 賛成者議員 石井清人、柳田裕平、北嶋賢子、近藤美喜雄、村井剛

この意見書の提出先は、秋田県知事 佐竹敬久殿です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本案の審査については、委員会付託を省略し、討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって委員会提出議案第9号は、可決と決定いたしました。
次に、日程第14、議案第63号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。
江島教育長からは、退席していただきます。
提案理由の説明を求めます。

町長 島山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
議案第63号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて教育委員会委員の教育長 江島廣氏が、平成29年12月31日をもって任期満了になりますので、引き続き、新教育委員会制度改革に基づく新教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものであります。
江島氏は、これまで教職員及び教育長としての経歴が長く、教育行政に精通しており、

人格も高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者として、ご提案するものであります。

なお、任期は、平成30年1月1日より3年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。採決の方法について、どのようにしたらよいか、お諮りいたします。はい、7番 加藤議員

7番 加藤千代美 投票によって。

議長 村井 剛 ただいま、加藤議員から出された動議は、投票で行うことの声がありました。投票で採決を行うことに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。議案第63号については、投票による採決といたします。投票は無記名投票でしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。議場の出入口を閉めます。
(出入口施錠)

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は、12名であります。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 北嶋賢子君、7番 加藤千代美君、8番 村井昇君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。投票用紙の配付をいたします。
(投票用紙配付)

議長 村井 剛 念のため申し上げます。原案に賛成の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入して投票してください。また、白票は「否」と認定いたします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

議長 村井 剛 配付漏れはなしと認めます。投票箱を点検します。
(投票箱点検)

議長 村井 剛 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。
(投票)

議長 村井 剛 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人は開票に立ち会いをお願いいたします。
(開票)

議長 村井 剛 それでは、議案第63号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての、投票の結果を報告します。
投票総数11票、有効投票11票、無効投票0、有効投票のうち賛成11票、従って反対0であります。以上のおりであります。
よって議案第63号は、満場一致で原案どおり同意することに決定いたしました。
江島教育長から入っていただきます。

(出入口解錠)

議長 村井 剛 次に、お手元に配付してあります、日程表のとおり追加案件が1件提出されております。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。追加日程第6、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
来年3月31日に任期満了となります、畠山誠夫氏の後任として、千葉清彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦について議会の意見を求めるものであります。
千葉氏は、履歴資料にありますように、人格識見高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解を有する者としての要件を十分満たしていると思われまますので、推薦に当たって諮問するものでございます。
よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。追加日程第6、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員として千葉清彦氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって諮問第2号は、千葉清彦氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
以上、今定例会に付託されました議案は、全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後4時02分)